

令和元年第4回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和元年12月15日（日曜日）

◎出席議員（13名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	6番 熊 澤 芳 潔 君
7番 高 橋 健 一 君	8番 川 上 修 一 君
9番 高 橋 秀 樹 君	10番 二 川 靖 君
11番 木 村 明 雄 君	12番 井 脇 昌 美 君
13番 吉 田 敏 男 君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	西 岡 潤 君

◎議事日程

日程第 1 一般質問 < P 3 ~ P 5 1 >

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 12月6日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日、12月15日は一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程に入ります前に、一言申し上げます。

本日12月15日は日曜日ですが、町執行者の協力を得て、議会を開催することにいたしました。

足寄議会は、「町民に身近な意思決定機関」、「議会及び議員活動の活性化と充実」のために、平成23年に議会総合条例を制定をしたところであります。

その中で、本日の日曜議会では一般質問を行い、多くの町民の皆様は議会に関心を持っていただき、議会を傍聴していただくのが目的であります。

どうか町民の皆様は、わかりやすい質問、答弁となりますよう、よろしくお願いをしたいと思います。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

3番進藤晴子君。

（3番進藤晴子君 登壇）

○3番（進藤晴子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従い、質問をさせていただきます。

質問事項。

安心して、適切な介護サービスを受けられるために。

ケアマネジャーに対する行政のかかわり方について。

2000年、介護保険制度創設に伴って誕生した介護支援専門員（ケアマネジャー）は、介護保険制度の中核となる保険者（市町村）や事業者、主治医などとの連絡調整を行い、利用者の生活の質（QOL）を維持し支えるためになくてはならない存在です。

公平、公正に適切な介護サービスを受けるためには、提供する側と受ける側の信頼関係が不可欠と思われませんが、地域住民の信頼を失墜させるような問題が起きました。名寄市社会福祉協議会運営の居宅介護支援事業所が介護報酬2,600万円を不正受給していた問題です。行政がわかっていながら適切な対応をとらなかったことはあり得ないことです。しかし、それ以上に市民にとって、その期間に適切なサービスが受けられていなかったことは重大な問題です。

我が足寄町は大丈夫だろうか。公平・公正、適切な介護サービスを受けられるのだろうか、町民は不安に思っています。

新聞によると、名寄市の年間4,000万円の補助金を出している市社会福祉協議会への身内意識による対応の甘さも指摘されています。足寄町も年間5,000万円を社会福祉協議会に補助しています。

町民が不利益をこうむらないために、行政（地域包括支援センター）はケアマネジャーの仕事へどのようなかかわりをしているのか。介護保険サービスを提供するに当たっての足寄町の現状と課題も含めてお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 進藤議員のケアマネジャーに対する行政のかかわりについての一般質問にお答えいたします。

介護保険サービスを提供するに当たっての本町の現状と課題といたしましては、行政面積が広大であることや全国的な介護人材不足の深刻化により、希望されたサービスを満度に提供することができない場合が生じてくると想定されます。

また、本町の高齢化率は平成26年4月では36%でしたが、令和元年11月現在で39.4%と上昇しており、少子高齢化、核家族化の進展に伴って、高齢者の生活を支えるために介護保険サービスだけでは対応できない部分もふえてくると考えており、介護保険制度によらない生活支援サービスや住民同士の助け合いの体制づくりも必要となっております。

このような中で、個々の高齢者の有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、介護保険制度に基づくサービスと介護保険制度によらないサービスを組み合わせながら支援計画を立てるケアマネジャーの業務は非常に重要であると考えております。

また、ケアマネジャーに対する地域包括支援センターのかかわりについてですが、地域包括支援センターは介護保険法の規定により設置しており、その業務の一つとして包括的・継続的ケアマネジメント支援が位置づけられ、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的支援が図られるように地域の基盤を整えるとともに、個々のケアマネジャーのサポートを行うこととなっております。

足寄町におきましては、ケアマネジャーから相談のあったケースについて、必要時一緒に対応を行ったり、ケアマネジメントの資質向上等を目的に町内のケアマネジャーを対象とした地域ケア会議ケア個別部会を開催して、個別ケースの検討や学習・情報交換を

行っているほか、ケアプラン研修会を開催するなど、ケアマネジャーへの支援を実施しているところであります。

また、介護・医療関係者による医療介護連携研修会を開催し、町内事業所間の顔の見える関係づくりを行い、円滑な介護支援ができる環境整備にも取り組んでおります。

今後におきましても、高齢者の生活を支えるために、ケアマネジャーに対する学習会の開催等を通じ、適切なサービス提供に向けた情報の提供や支援を行うとともに、必要な人材の確保・育成を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、進藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

3番。

○3番（進藤晴子君） 総論的なことは簡単にわかりました。ありがとうございます。

今町長のおっしゃられたことは、足寄町の高齢者のこの冊子に第7期の計画ありますが、これは前から読んでおりましたが、ここに書かれてあることがほとんどではなかったかと私は思います。もう少し具体的なことをお伺いしたいと思います。

まず1つ目、足寄町のケアマネジャーの現状として、ケアマネジャーというと、私たち医療従事者とか、あと自分の親が介護されているとか、そういう方であれば、あっ、どういう仕事をしているのかなとか、どういう人がやっているかなとわかるのですが、そういう方でないと余りよくわからない。介護福祉士さんのことはわかっていますが、ケアマネジャー余り知られてないというところがあるのではないかと思います。

そこでお伺いします。ケアマネジャーの仕事内容を具体的に、特別養護老人ホームなどの施設と在宅に分けて説明をお願いします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長です。ただいまの進藤議員の質問にお答えいたします。

施設につきましては、施設に入所された方の状況を確認して、その方に対するサービスとか医療関係の、そういう日々の生活の支援についての計画を立てて、それを家族様と確認をして、どのようなサービスを提供するかというようなことを決めております。施設の職員の介護をする方とかについての中での、何というのでしょうかね、サービスの提供方法についても内部での会議等を行って、適切な介護をするような仕事をされていると思います。

次に在宅のケアマネさんにつきましては、サービスが必要とされる方と契約を行いまして、その後その方に必要なサービス、また希望されるサービスを確認をしまして、各事業者とサービス提供についての調整を行うという役割を持っております。

どちらも町民の方の自立支援を目的として業務を行っていると思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 今の在宅と、あと施設のケアマネの大体の仕事の内容の違いについてはわかりました。

ケアマネの今回の名寄の問題ですけれども、最終的にはケアマネさんが施設には1人、本当は100人施設のケアマネだと100人に1人、在宅であると35人が目いっぱい、マックス受け持てる利用者さんの数だというふうに伺っています。その利用者さんのこと、面接を行って、そういう情報を仕入れてきて、ケアプランを作成すると。利用者さんに個々のケアプランを作成する。そしてそのケアプランも月に1回は面接をしに伺って、そしてまたプランを評価し、また必要であれば検討し直していく、ケアプランの変更をしていくというのが大体のケアマネの規定業務だと聞いてます。それがやっていなかったというところがちょっと問題だというふうに思っていますが、私たちが不思議に思うのは、それを一人でやっているのかどうかというところなのですね。施設はそういう情報と

りに行くのに外に出る必要はないので、それはわかりますが、在宅においてはどうでしょうか。一人でケアプランを作成されていますか、足寄の場合は。お願いします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長です。

在宅におけるケアマネさんの業務ですけれども、各事業所において、複数人ケアマネさんを置いている居宅介護支援事業所もございましてけれども、利用者さんと契約するのは1人のケアマネさんと契約をするので、基本その、何でしょうかね、その利用者さんに対する支援というのは1対1というか、でやっております。ただ、もし何かありましたら、ほかのケアマネさんが後方支援をされるということはあると思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） ケアマネの後方支援は、結局ケアマネが手を挙げないとできないということでしょうか。そこがちょっと問題の一つかなと私は思っています。で、今の現状はわかりました。

もう一つ、ちょっと問題に思っているのは、足寄町で今現在就業されているケアマネさんは、多分ケアマネの免許を取るのに2018年ぐらいから少し小さくなって、医療従事者や福祉関係、そういうものを5年以上従事した方でないとケアマネが取れないというふうに変わりまして、それでケアマネ自体も少し受験者数がかなり減ったと、全国的にと聞いてます。

足寄町で働いている、今現在のケアマネのもともとの職業の内訳はわかりますでしょうか。お願いします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長です。

ただいま、ちょっと人数のほうはわかりませんですけれども、もともとのあれですね、資格としては介護員の方と、それと栄養士、それと看護師、社会福祉士、保健師、歯科衛生士などと押さえております。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） はい、わかりました。

そういうさまざまな職種、介護、看護師、保健師、社会福祉士さんは日ごろそういう方たちと接しておりますのであれですが、栄養士さん、あと歯科衛生士さんというのがもとの御職業である場合の、ケアマネになったときの仕事に及ぼす影響というのはあるでしょうか。言いたいことは、能力の差ではなくて、いろいろな職業があることについて、やっぱり利用者さんも得る面もいっぱいあるでしょうが、そういう逆に悪い面で、能力のそういう違いに対して、支援が十分に行き届いてないというところがありますでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長です。

もともとの職業、資格によって、持っているらっしゃる専門的な知識というのは、それぞれやっぱりさまざま違うと思いますが、介護支援専門員を受験するに当たりまして、基礎知識というのは勉強されて受験されて、資格を得られていると思いますので、基本的なところは皆様お持ちだと思っております。ただ、そこから支援をするに当たって、もちろん長所という部分は生かされてくるかと思いますが、足りない部分につきましては、それぞれその後資格を得て支援をする中でも勉強されていらっしゃると思っております。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） はい、わかりました。

では、今の個々の能力の違いに関しては、自分で勉強しながら、あとは周りのいろいろな勉強会に参加しながら得ていって、足していくということによろしいですかね。

それでは、その能力の違いではなくて、まずケアマネの最近の、最近ではないですね、これからのことで国が国家資格でないこととか、あとAIも導入してケアプランを作成していこうとか、さまざまなことが情報として

流れてきているのですが、そういうことで、苦勞してせっかく取得したケアマネのこの資格ですが、給与相場というのはどうでしょうか。そういう介護職員と変わらず、新たにつくられた主任ケアマネジャーという上位資格というものもあるらしいのですが、そういう人たちでも待遇もほとんど保障されていないというふうにも聞いています。足寄町では、足寄町で働いているケアマネさんの待遇、給与相場というのはどうでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長です。

各事業所で正職員として働いている方なのですけれども、そちらのほうの給料がどれぐらいかというのは、ちょっとこちらのほうでは押さえておりませんが、その事業所の適切な給料を設定されているというふうには捉えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 個々の事業所で決まった待遇ということで、それぞれの不満とか不平とか言っているという、そういうようなことは聞いてないということによろしいでしょうか。はい、わかりました。

そしてもう一つ、業務量としてはどうなのだろうか。施設によっても受け持っている利用者さんも違えば、個々の居宅のほうでやっているケアマネさん自体もどのぐらいの量を、量というか、利用者さんを持っているのかということも気になるところなので、そこもひとつお願いします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長です。

各施設につきましては、各配置基準に基づいて配置しておりますので、その定員ですとか、何人に対して何人というようなことで、適切な法に定められた人数の対応をしていると捉えております。また、居宅介護支援の在宅の部分のケアマネさんにつきましては、1人につきまして大体20数件から30

件台を1人で担当されているというふうに押さえております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） はい、わかりました。

ケアマネのモチベーションが保たればいいなど。たとえ給料がさほどよくなくても、時間が長くかかっても、自分の時間が持たなくても、やりがいのある仕事であれば、医療従事者はやっぱりやっていけると私は思っています。モチベーションが保たれるように、やっぱり周りがフォローしていくべきかなというふうには思います。

次の質問に入ります。

次はサービスの質の評価なのですが、先ほど町長の答弁でもおっしゃってられましたが、違いますね、済みません。通常3年から5年ごとに、このサービスの質の低下、質の評価ということで検査、都道府県または市町村に立ち入り検査が行われるということを聞いています。足寄町も十勝総合振興局が3年に1回回ってきていると、私は聞いておりますが、この十勝総合振興局の検査、実地指導は一体どのような内容なのかを教えてください。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長です。

北海道の十勝総合振興局から来る検査というのは、各指定権者がその事業所を確認することになっておりまして、北海道からは特別養護老人ホームなどの指定しているところに来て確認をしているのですけれども、まず人員配置基準ですとか、施設基準、それとケアプランの確認、それとそれに対してどのような介護報酬をきちんと請求しているかというようなことの確認の文書調査というふうに捉えております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） はい、わかりました。

請求までちゃんときちんと請求されているところまでも、ケアプランも全て確認されていくということですね。わかりました。ただ、それは特養、うちに限っては特養だけということですね。はい、ありがとうございます。

では、そのサービスの質の評価ということで、十勝総合振興局がやっていることと、あと足寄町としてそういう質の評価というのは、調べたところでは地域包括支援センター運営協議会というのを開かれているというふうに聞いておりますが、その中で評価というのはしているのでしょうか。もししていれば、集まる、運営協議会に集まる委員と、あとその協議する内容をちょっとお聞かせをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長です。

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず足寄町におけるサービスの質の評価という部分なのですけれども、足寄町では質の評価という部分はしておりませんで、評価という評価は、基準を決めての評価はしておりません。ただ、何年かに1回、各事業所に実地調査に行って、そこで内容を確認したり、どのように利用者さんにサービスを提供しているかというような部分を、担当者が1日一緒に過ごして、どのような状況になっているか。例えば排泄などで利用者さんにきちんと心遣いがされているかというような、そのようなことの確認を、細かいことの確認をさせていただいております。

次に、地域包括支援センターの運営協議会についてですけれども、運営協議会につきましては、町内の医療、福祉等と、あと学識経験者、あと町内からの公募の委員さんを募りまして、その方に集まっただきまして、地域包括支援センターで行っている事業の報告、それと今後の事業内容について報告をさせていただきながら、地域の抱えている課題などについて報告をさせていただいたり、意見をもらったりしている協議会の内容となっ

ております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（進藤晴子君） では、ケアマネジャーのケアプラン等の評価をする場所ではないということですのでよろしいですね。はい、わかりました。

この第7期の計画の中に、今福祉課長がおっしゃられた計画について、ケアプランの点検、それは数年に一度やっているというふうに書いてありました。そして、それは課題としては毎年やっていきたいというようなことも書いておりました。今は数年に1回ということですのでよろしいですね。はい。

3年ごとに法改正が、この介護に関しては急ピッチで進んでいっています。どこかの本でうまいことを言うなと思ったのは、ゴールをそれぞれ動かして行って、どこにあるかゴールが、ゴールを動かして行っているところに蹴ると、シュートをするというような介護ということで、大変難しいというふうに、特に地域で難しい中にあるというふうには聞いています。

そんな中で、行政のほうも3年に1回どんどん変わっていく中で、それをまた変えながらやっていくというのは大変難しいとは思いますが、私たち町民もそんな中で介護保険の動向には注視していく必要を感じています。

2018年の、先ほども言いましたが、ケアマネジャー受験者数も以前の半分になりまして、ケアマネの、ケアマネジャーのケアマネ離れは今後も進んでいくと思います。ただ、現行制度ではAIを投入するとか、そういうような話もありますが、このケアマネジャーなくしては運用できない仕組みになっていますし、やはり人の手を介さないで難しい個々の問題があると思います。

介護職やケアマネの現状の人材の不足による制度破綻も危惧されます。ケアプランの点検はケアマネジメンの適正化を図るとともに、ケアマネのストレスも軽減することにも、私はつながるのではないかと思います。

私、自分がもしケアマネジャーであつたら、一人で見一人でプランを立て一人で評価して、そして介護報酬のほうにお金のほうを申請していくというのは、かなりつらい仕事ではないかというふうに思っています。

今回の名寄市のような問題が起きないように、もう少し行政がケアマネジャーのサポート、そしてぜひ数年に1回点検するいったところを、半年もしくは1年にチェックをしていただいて、もう少しケアマネのストレスを軽減していただけたらなと思います。ぜひ検討してください。

そして、利用者を援助する全ての家庭におきまして、サービスを提供する側が利用者本位の姿勢を徹底し、町民が安心して介護サービスが受けられる、そういう足寄町になることを要望します。

そして、ここにもありましたが、「幾つになっても一人になっても、安心して暮らせる愛のまち」を目指していただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、3番進藤晴子君の一般質問を終えます。

次に、7番高橋健一君。

（7番高橋健一君 登壇）

○7番（高橋健一君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして、一般質問を行います。

質問事項。

人生100年時代を見据えた足寄町の高齢者施策について。

厚生労働省の発表によると、平成30年の日本人の平均寿命は男性81.25歳、女性87.32歳となっています。一方、健康上の問題に制限されることなく日常生活を送れる期間を示す健康寿命は男性72.14歳、女性で74.79歳です。また、1980年代の平均寿命は男性は73歳、女性は79歳ですので、この30年間で平均寿命は7から

8歳延びたことになります。このまま行くと、30年、40年後には人生100年時代が当たり前になると考えられます。しかし、充実した人生100年を過ごすためには、大きな課題があると思われます。それは健康とお金の問題です。そこで質問です。

一つ、高齢者の敵は孤独です。この孤独を排し、高齢者が生きがいを持って、この町で暮らせる環境をどのようにつくっていくのか。町長の、暮らしを支えるのが行政の仕事だと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

2番目、長生きするということは、お金がかかるということです。年金だけでは生活を支えることは困難です。一昔前と比較して、今の高齢者は体力、気力ともはるかに充実していると思われます。高齢者の働く場所が必要です。行政はどのように就労支援をしていくかをお伺いしたい。

3、もう一つは、医療、介護の問題です。認知症を含めて、足寄町は高齢者がこの町で安心・安全に暮らすために、どのような対策を講じていくかをお伺いしたい。

町長、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高橋健一議員の人生100年時代を見据えた足寄町の高齢者施策について的一般質問にお答えいたします。

1点目の孤独を排し、高齢者が生きがいを持って暮らせる環境をどのようにつくっていくのかについてですが、現在、全国の自治体において、団塊の世代が75歳以上となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、高齢者本人の自発的な参加意欲に基づく、継続性のある介護予防が行われる体制づくりを目指してあります。

介護予防のためには、高齢者が自宅に閉じこもらずに地域とつながることが重要とされており、本町におきましても、高齢者の身近な場所に自発的に集える場を設ける取り組みを進めているところであります。

現在、地域包括支援センターが実施している「あたまとからだの健康教室」終了後の自主グループ立ち上げや、老人クラブ等における週1回以上の「いきいき百歳体操」実施の推進、むすびれっじ地域交流施設での介護予防の取り組み、各寿の家における生きがいデイサービスの実施等、高齢者が集える場づくりを進めているほか、足寄町社会福祉協議会とも連携し、サロン活動の立ち上げ支援や独居高齢者を対象とした週1回の給食サービスにも取り組んでおります。今後におきましても、介護予防の重要性についての啓発に努め、高齢者が孤独を感じずに生きがいを持って暮らせる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

2点目の高齢者に対する就労支援についてですが、本町では高齢者就労センターにおいて、高齢者の方がお持ちの経験と技術を生かした就労ができる環境がありますが、残念ながら登録者数は横ばいと聞いております。また、足寄町内の求人情報の提供といたしまして、町のホームページの移住生活の欄にハローワークの情報が掲載されているほか、役場入り口に同様の情報紙を配置しております。昨今の人材不足の中、健康な高齢者は地域において貴重な戦力であると考えておりますことから、意欲のある高齢者が就労できるよう、今後も有益な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

3点目の高齢者がこの町で安心・安全に暮らすための対策についてですが、本町では平成24年度より足寄町における地域包括ケアシステムとして、医療と介護・保健・福祉の連携システムを推進しており、必要な医療・介護が受けられる体制づくりの一環として、認知症の高齢者を地域で支える小規模多機能型居宅介護施設や認知症高齢者グループホーム等を整備したほか、医療ケアを必要とする高齢者の受け皿として医療法人社団三意会に介護療養型老人保健施設あづまの里を立ち上げていただきました。また、地域包括支援センターでは、国保病院と情報共有を図り、必

要な医療・介護サービスの提供につなげるとともに、在宅及び施設のケアマネジャーとも必要な情報の交換等を行っているほか、介護をされている方からの御相談にも対応し、介護に対する心配事に対して助言を行い、介護者に対するケアも適宜行っております。

今後も医療と介護の連携システムを推進し、高齢者の方が住みなれた町で安心して暮らせるように努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。高橋健一議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

7番。

○7番（高橋健一君） 本当に人生100年時代が到来するのだなということが実感できるのはですね、ある海外の研究で、2007年に日本で生まれた子供の半数が107歳より長く生きると推定されております。ですから、2007年生まれということは今の小学6年生ぐらいでしょうか。小学6年生の半数以上は107歳を超えて生きられるのだそうです。実は私ごとなのですけれども、私の祖母は107歳まで生きました。そのときの長寿北海道2番、北海道ナンバーワンになったのですけれども、2番手が野中正造さんだったのです、そのときに106歳。しかし、正造さんはその後113歳まで生きて世界一、男性世界一の寿命、長寿を全うされましたから、まあ、こんなことはまれだなと、こんなことはほとんど起こらないのだろうなと思ってましたけれども、この統計で驚いたのは、このまま今の小学6年生が足寄町に残ってくればという条件つきですけれども、野中正造さんがたくさん足寄であふれるということになります。そうすると、今までの人生設計というのは、まあ20年学んで40年働いて20年休もうかという人生設計が大きく変わってしまう。また40代もう一回人生をやり直す計画、プランを立てなければいけないということなのですよ。そうすると、これはどうしてもお金の問題が絡んでくると、ど

うやって生きていくのかなということですよ。やはり働かなければいけない。たしか就労のデータもあったのですけれども、どこ行っちゃったかな。日本人の60から70歳までの男性というのは半分ぐらいが働いているのですよね。やっぱりまだまだ体力に自信があるから働かなければいけないということ、もう一つはやっぱり経済的に働いていかなければならないという、そういうせっぱ詰まったそういう考えもあるのではないかと思うのですよね。

私もいろいろあちこち、日本中1,700市町村あるのですか。皆さんそれぞれ自治体で頑張ってもらっちゃって、何とか高齢者に仕事を与えようではないかという努力をされています。一番有名なのはこれ、ここにあるのは四国ですよ。徳島県ですよ。上勝町。これは日本料理に添えるつま物と呼ばれる葉っぱの売上げが年間2億6,000万円、全国シェアの7割を占めると。この町も高齢化で活気を失ってどうしようもないところを、これ農協さん頑張られたのですよね。農協さんの彩部会です。158世帯で平均年齢70歳。主力は女性なのです。その方がいわゆる日本料理に添えるつま物をつくって、ある例では田村さん夫妻、奥さん81歳でちょっと脳梗塞で倒れて麻痺も残るのですけれども元気に、旦那さんと88歳、二人で年間420万円以上稼ぐというのです。家で。こういう取り組みもすごいなと、私思ってますよね。またほかには、仕事つき老人ホームというのがありましてね。これはかなり年齢高いのですけれども、仕事をして、老人ホームで暮らしながら仕事をしてお金を稼ぐということですよ。アクセサリー、これ大したお金にならないと思いますけれども、大体1回500円ぐらい。希望者のみが参加するというのですよね。それでも何かいわゆる何のかな、健康に対する効果が生まれてね。目見えなくてしょぼしょぼやっけても、何か人の役に立っているのだと、そういうことやることによって気持ちが上がっていくというこ

とです。もう一つは、神奈川県内、介護事業ですね、これ。これは伸こう福祉会、これ農業をする。藤沢市ですけれども、野菜づくりに参加するのだと。そして自分たちで野菜を栽培して、つくって売ると。82歳の女性ですね。こんなに大きくなるなんてうれしいですねと、すごく意欲が湧いて生きる自信にもなる。ルッコラ、小松菜、こういう葉物を中心にして育て、収穫、地元のレストランへの納品までを全部担うのです。最高齢99歳。99歳まで働いています。こういうふうにして、いろいろ各市町村が自分の地域の特性を生かした努力をされている。町長、何かひとつアイデアないですかね。足寄町の特性を生かして、何とか高齢者を働かせる、そういうアイデアがあったら一つ、二つお願いしたいのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

ことし、白寿ですとか99歳のお祝いを、私もそれぞれ家庭に、それぞれ足を運んでお祝いの品、それからお祝いをしてきたところでありますけれども、ことしでもたしか8人くらいでしたか。99歳、そして100歳になる方ですね、いらっしゃいました。それから既にもう100歳を超えている方、これもたしか10月の広報だったかと思えますけれども、そこにも載っておりましたけれども、100人、100人じゃない、8人ぐらいいらっしゃって、10人以上の方がもう既に100歳なり、100歳以上の方がいらっしゃるといようなことでございまして、まさに人生100年というの、以前はそんなに生きられないだろうというように思っていたけれども、本当に現実的に100歳を超えてもまだまだ元気で、家庭で暮らしていらっしゃる方たちがいっぱいいらっしゃるといことを見ていきますと、本当に人生100年時代というのは本当にすぐそこまで来ているのかなという実感をしているところであります。

そういった意味で、今お話ありましたけれども、確かに年齢はとつても、年をとつてもやっぱり生きがいを持って暮らしていく、そういったことがやっぱりこれから必要になってきますし、その中に当然生きがいも必要ですし、それから生活していく上ではやっぱりお金も必要だといようなことになってくるのかなというようにも思っています。

今いろいろとお話いただきましたけれども、それぞれ日本の中では、高齢者の方たちが活躍をされて成功されているという事例もたくさんございます。そういった意味で、足寄町にとつてもそういうものができれば、まさに生きがいと、それから収入も得られるといった部分では、一石二鳥という言い方がいいのかどうかわかりませんが、そういった形になっていくのかなというように思っているところであります。

ただ、なかなかいいアイデアというのはなかなかやっぱりありませんで、そういう今成功された地域の方のお話なんかも聞かせていただきましたけれども、なかなか、では足寄町で、ではこれをやったら年齢が高くなってもできますよというところが、なかなか思い浮かばないところなのですけれども、ただやはりやっぱり地元での産業ですとか、そういったものがやっぱり基盤にありますし、そういった意味で高齢者の方たちが今まで経験してきたこと、やはり新しいものをといても、なかなかこれまた急になかなか難しいのかなというように思っています。そういった意味で、やっぱり今まで経験してきたこと、いろいろな知識、経験してきた知識、そういったものを生かせるような、そういったものがやはり一番町内で、例えば定着する、そういうものになる働き場所といいますかね、そういったものでいけば、やっぱりそういったものを中心にしながらやはり何か考えていかなければならないのかなというように思っています。

就労センターの話も先ほど答弁の中でさせていただきますけれども、就労センターも

一定の人数、横ばいということでお話しさせていただきましたけれども、やはり年齢一定程度、やっぱり健康に残念ながらちょっと心配のあるだとかというような人たちが、少し抜けていく人たちがいて、だけれどもまた新しい人たちも入ってきてというようなことでの横ばいというように考えておりますので、そういった意味で、一定の人たちがやっぱり働く場所というのを得ているのかなというように考えているところであります。

今後やはり人手不足だとかという部分もあったり、それからきつとこの後、定年の延長だとか、それから年をとってもまだまだ元気で働ける人たちは働いていくよというな時代になっていくのかなというように思っています。

そういった意味で、なかなかいいアイデアはありませんけれども、今後の部分でいけば、そういう自分たちが今まで経験してきたことを中心としながら仕事ができる、そういう場をつくっていかなければならないと考えているところでありますので、御理解いただければというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） ありがとうございます。

本当に就労センターで仕事なさっている方々見たら、本当に頭下がります。炎天下で皆さん、草むしりなどして、私なら3時間もたないなという感じをするのですけれども、本当に頭、もう何というか、団塊の世代の気合いというものを感じます。

やはり今後の仕事には、いわゆる就労の問題でもやはりまだお年寄り、これだけ頑張れるんだという、そういう高齢者の意見も聞きながら、こういうのやらしてくれという、そういう意見を聞きながら何か足寄独自のものができればいいなど。それにはやっぱり若い人たちとか、もう若者もばか者もみんな必要になってくると思うのですよね。そういう形で連携して何か足寄独特の、ほかの市町村に

負けないようなものをできればいいなど、そういう思いでおります。

次ですけれども、半年ぐらい前ですかね。老後2,000万円問題というのがありました。今後老後を生きるために金融庁が老後2,000万円必要であると。ぽーっとしないできちんとお金残しておきなさいということだと思うのですけれども。ちょっと政府が焦っちゃって、それを押さえるのに大変だったみたいですが。

2,000万円というのはどういう額なのか知らないのですけれども、私の友達、都会に住んでる私の友達は、2,000万円足りないんじゃないのと。それぐらいではとてもじゃないけれどもやっていけないわというのが実感でしたけれどもね。私もよくその辺がよくわからないのですが、ざっくりした計算では金融庁、頭いい人たちがそろばんはじいて計算しているのでしょうか。大体毎月5.5万円、5万5,000円ぐらい、年金だけだと足りなくなるだろうと。それにざっくり掛けて5.5万円掛ける12、これ1年ですね、それを30年、老後30年計算しますと、5.5掛ける12掛ける30ですから、1980、1,980万円足りなくなるというざっくりした計算です。こう言われると、どうしようかなと思いますよね。これからどうやって対応していいのかと、困ってしまう。だから金持っている人は、お金持っている人はもう老後に備えて出さなくなる。どんどん懐にしまうようになるし、お金ない人はただ不安におののくだけだと。これは今後生活保護でも受けなければいけないのかなというふうな気持ちになりますよね。生活保護という言葉があんまりしっくりいかないですよ。皆さん、一生懸命今まで働いてきて、たまたま長生きしてしまったと。ずっとこの日本のために働いてきて、生活保護。生活保護かって、そういう心の響きが何か悲しくなりますよね。何で生きてきたんだと。何で私たちみんなのためにこれだけ頑張ってきたんだという、そんな気持ちになってしまうので

すよね。そういうところが改善できないかなと思うのですよね。これもうちちょっと大きな話になるかもしれませんが、生活保護とう意味では、足寄町も絡んでくるので、私の提案というか。

大前研一さん、経営コンサルタントの方が、日本人は老後が不安で金を使わないから死ぬときが一番金持ち、3,000万円抱えたままで死ぬという、こんなことおっしゃったのですけれどもね。ちょっと言い方乱暴ですけれどもね。やはり生活不安ですよ。ほかの国だと、社会保障などがしっかり整った国はお金など残さなくていいわけですよ。きちんと老後不安は解消してくれるわけだから、お金なくなってきちんと医療費だとか生活費まできちんと出してくれるわけですからね。そういうシステムが日本でも、足寄町でもできないかなと思いますよね。だから例えば75歳とか85歳とか基準を決めて、それ以上の年齢の国民は年金だけでも、年金だけでも生活できるようにすると。年金の上乗せ、それは今でいうところの生活保護なのでしょうけれども、そういう名前を変えて、例えば俺が勝手に決めたのですけれども、私がおね。シニア応援資金とか、御苦労さん資金とか、そういうような形で支えていくような方法を、今から決めていけないかと。足寄町としてもそういう覚悟がないかと。その点について、ちょっと町長にお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

2,000万円問題というのは非常に大きく取り上げられて、きっと皆さん方、多くの皆さん方の記憶にも新しいところなのかなというように思っているところであります。

やはり年金だけでは老後生活していけませんよと。先ほどお話ございました、5万5,000円ぐらいが毎月足りなくなるというような形、計算すればなってくるというような計算で2,000万円というようになったの

かなというように思いますけれども。やはり、基本的にはやはり年金で老後の蓄えという部分も、当然それぞれの方たちが現役時代にしているのかなというようにも思いますけれども、その中でもやはり一番主になっていく、老後の生活の糧になっていくというのはやはり年金なんだろうというように思っています。ただやはり今の年金の制度自体がやはりなかなか脆弱といいますか、なかなか生活していけるだけの金額となっていないといったところに大きな問題がやっぱりあるのかなというように思っているところであります。

そのあたり、年金の話やっぱり国の問題でありますので、足寄町でどうのこうのということにはなりませんけれども、高橋議員からのお話の上でいけば、その年金に上乗せをすることができないのかというようにお話なのかなというように思っております。そこは年金の話も国の話でありますけれども、町といたしましてもなかなか年金に上乗せをすると、そして生活をしていけるだけの生活費分を確保できないのかというようにお話の部分でありますけれども、なかなかその部分については、町としてそのことができるかというとなかなか難しい話なのだろうかと、というよりはできないお話なのかなというように思っています。それよりはやはり国が年金の支給額をもっともっと多くして、年金で、ある程度年金できちんと生活できるよというような、そういう社会保障の充実というのがより求められる問題なのかなというように思っているところであります。

余りよいお話にはなりませんけれども、町としてはなかなかそこは難しい話だなというように思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（高橋健一君） ありがとうございます。そのとおりだと思っています。

それでもやっぱりどんどん今後厳しくなりますよね。介護保険料も上がるでしょう、きっと。医療費も上がって負担も大きくなり

ますよね。その中でどうやって生きていけばいいのかなという不安がどんどんどんどん大きくなっていきますよね。最終的に何が言えるかということなのですけれども、私など酒も好きですしね、不摂生ですから長生きしない。長生きしても人に迷惑はかけるのではないかと。こういうのはわかってはいるけどやめられない世界なのです。それでも一つのおもしろい例がありまして、これ、夕張の病院の院長をされてた森田洋之さんという方がおっしゃっているのですけれども。ちょっとうれしくなったのですけれどもね。「公衆衛生の世界でよく言われるのは、人間の健康を最も害していくものは、たばこやお酒や肥満以上に孤独だということです。」こうおっしゃってます。やはり孤独が一番よくないのだと。やはり一人になることがだめだよと。だから本当にそれぞれの一人一人の町民がお互い助け合って、きずなを深めて生きていかなければいけないのだと。そういう社会をつくっていかねばいけない。もちろん自助努力も大事ですけれども、まず共助ですね、ともに助け合う。そういうものを推進していくのがこの公助ではないかと、そういうふう考えております。

もう時間もありませんけれども、ぜひ町長には足寄町、笑顔の絶えない、そういうまちづくりをお願いいたしまして、私の一般質問にかえたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これにて、7番高橋健一君の一般質問を終わります。

次に、11番木村明雄君。

（11番木村明雄君 登壇）

○11番（木村明雄君） 議席番号11番。議長のお許しをいただきましたので、マイナンバー制度について質問をいたします。

マイナンバー制度とは、公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化を旗印に平成28年1月から本格運用スタートし、社会保障や税金の申請手続管理ナンバーが用いられるようになりました。現在、

国内でのマイナンバーカードの普及率は14.4%と言われております。私たちもこれから将来生活する上で、必要ならマイナンバーカードをつくらなければならないわけですが、今のところはそれほど必要がないような気がいたします。

政府はことし10月中小売店に対し、キャッシュレス決済普及を打ち出しました。スマートフォン決済すると5%還元になります。消費税率10%への対策、キャッシュレス決済は世界で使えるとのことで、東京オリンピックの外国人向け対策、政府の現金維持費1兆5,000億円の節約、景気の落ち込みを避ける対策に位置づけるとあります。これについて、将来に向けてはカードで買い物もできる、診察もできると。それから税金の申告、私たちにはわかりそうでわからない難しい、納得のしがたい課題が数多く山積しております。そこでお伺いをいたします。

1つ、我が町の現在のマイナンバーカードの普及率はどうなっているのか。

2つ目、マイナンバー導入のメリット、またはデメリットについて、どう考えているのか。

それから3つ目、政府が推奨、施行することとは、我が町にとっても、近い将来に向け町民の大多数の方々がマイナンバー制度で進んでいかなければならないと考えます。そこで対応と今後の動向について。

以上の所見を伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 木村議員のマイナンバー制度についての一般質問にお答えいたします。

1点目の本町のマイナンバーカードの普及率についてですが、本年11月30日現在、町民の約10.1%の方に交付しております。

2点目のマイナンバー導入のメリット、またはデメリットについてですが、マイナンバーカード取得のメリットといたしましては、確定申告など各種行政手続のオンライン

申請時に利用できること、金融機関における口座開設やパスポートの新規発給など、本人確認の際の身分証明書として利用できること、オンラインバンキングを初め各種民間のオンライン取引等に利用できるようになる見込みであるほか、今後はキャッシュレス決済の際、マイナポイントと呼ばれるポイントを国費で付与する消費活性化策が導入されること、さらに令和3年3月から健康保険証として利用する運用が開始される予定であることなど、今後も国はマイナンバーカードの普及に向けた取り組みを行い、メリットがふえていくのではないかと予想されます。

デメリットといたしましては、有効期限があるため更新手続きが必要であること、カードを紛失した際、マイナンバー等の個人情報漏れるおそれがあることなどが考えられます。

3点目のマイナンバー制度への対応と今後の動向についてですが、国は本年9月に開かれたデジタル・ガバメント閣僚会議において、令和5年3月末までにほとんどの国民がカードを保有するスケジュールを組み、マイナンバーカードの取得促進策を掲げました。

これにより、各市町村に対し、国はマイナンバーカードの交付円滑化計画を策定するよう通知を發出し、本町においても今後想定される交付枚数の増加に対応可能な体制づくりを整備する予定であります。

また、公報あしよろ1月号から、円滑なマイナンバーカード取得に向けた本町の取り組みについて、町民の皆様へ周知広報する予定としておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、木村議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

11番。

○11番（木村明雄君） このマイナンバーカードについて、再質問をいたします。

消費税増税に伴い、キャッシュレス決済ポイント還元事業というのがあるそうです。このたび新たなポイント制度を創設し、マイナ

ンバーカードを持っている人に対し、最大1人5,000円分のポイントを支給する方針を固めたそうです。しかし、この制度はマイナンバーカード所有者のみポイント支給で、来年6月で終了すると聞いております。これ、私にしてみれば、これは一体何なんだという気がするわけですよ。どうせするのであれば、やはり3年とか5年とかあってはどのようなのだと。私の、はっきり言って私の心づもりもあると、そんなような気がするわけですよ。そんなので、これ決まったのが6月だということですから、これはまあ仕方ないとして、日本はそして現金を持っていても狙われないと。しかしながら、海外では現金を持たなくても狙われるというようなことがあるそうですよね。

そんなところで、近年海外では韓国で81%、それからこれキャッシュレス決済、カードですよ。これを持っている人たちが韓国では81%、中国では69.1、それからカナダでは55.4、それからイギリスでは54.9、オーストラリアでは51.0、スウェーデンでは48.6、アメリカでは45.0、フランスでは39.1、インドでは38.4、日本では18.4と。そんなようなことで、キャッシュレス、スマホ決済、自動チャージ機能では現在日本では、自動チャージ機能というのは銀行とつながっているのかどうか、私はちょっとわからないわけなのだけれども、PayPay、それから楽天ペイ、それからLINE Pay、そしてまた非接続決済というのがあるわけなのですけれども、これは特定随時チャージ機能、これについては私も持っているわけなのですけれども、クレジットカードではnimoca、Suica、楽天iDカードというのがあるそうです。まずはマイナンバーカードをつくり、キャッシュレス決済カードをつくり、スマートフォン決済に連動すれば政府の還元が受けられるのかどうなのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 総務課長でございます。お答えいたします。

今木村議員がおっしゃったのはもまず今現在国の政策といたして、キャッシュレス決済、〇〇ペイだとか、あるいはキャッシュカードを用いた還元策につきましては、今現在国がやっている政策でございまして、来年の6月末で終了いたす制度でございまして、使用した額の2%、あるいは5%の還元がある政策でございます。その後に、マイナンバーカードを取得した者、さらにマイナポイントIDを設定した者に限り、国は来年の9月からキャッシュレス決済に伴いますポイント、マイナポイントというポイントを国民に付与するという政策が、来年の9月から翌年の3月末までの9カ月間実施するという事になっていることとございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） 私には余りようわからんわけなのですけれども、わからんから聞いているわけなのだけれどもね。

それでは2つ目の質問をいたします。

我が国のこの制度は消費税増税とマイナンバーカードの普及を狙ったものと考えます。そこで、この制度は国民に対し平等ではないような、そんな気もいたします。高齢者にとってはマイナンバーカードを作成するにも写真が必要であります。まあちょっと面倒くさいなというような気もいたします。キャッシュレス決済カードをつくるについては、電話番号、銀行口座が必要であります。パスワードまたはID番号、それらの管理をするにしても難しい面があるかと思えます。

国内自治体の中には本人の写真を撮り、申請の手伝いをしているところもあると聞いておりますが、足寄町の考えはどうか。また、国で推奨している事業であるなら、事業費の負担は国に要望する必要があると考えるが、これについてもお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 総務課長です。お答えいたします。

確かに我々若い者より高齢者の方につきましては、申請手続について大変難しいということも確かにございます。申請する面倒もありますけれども、あと先ほど言ったように、取得の、マイナンバーカードを交付する際に署名用の電子証明書というものと、利用者証明用の電子署名という機能があるものですから、その辺の暗証番号の設定、あるいは先ほど言った、申しましたマイナポイントを取得する際にもマイキーIDというコードの設定が必要になりまして、その際にも暗証番号が必要になってきます。そしてその辺も、そのマイナポイントの取得の際の設定につきましても、御自宅でパソコンあるいはスマートフォン等でもできるのですが、その辺高齢者の方もお持ちでないと思えますし、そういうICTの知識もないと思えますので、国といたしましては、そういう高齢者対策も含めて、それぞれの自治体で申請から、そういうマイナポイント取得の際のポイントのマイキーIDの設定についても、それぞれの自治体でうまく高齢者の方も申請ができるような手伝いをしなさいということで、先ほど町長もお答えいたしましたように、国は各自治体にマイナンバーカードの交付が円滑に進みますよう、交付円滑化計画というものを作成しなさいということで、私どものほうでも作成しているところであります。その中で今後、まだ詳細な協議は住民課としておりませんが、今後人員の配置ですとかについて詳細に人員体制の整備を進めまして、足寄町民の方にマイナンバーカードを取得いただくように、今後準備を進めてまいりたいと考えております。

あと、それに伴います経費につきましては、国のほうで補助金等の制度を設けておりまして、万が一例えば人員が足りなくて来年から会計年度任用職員という制度になりますけれども、臨時職員を確保したり、そういう経費、あるいは写真の取得できるマイナポ-

実は私もマイナンバーカードまだつくって
おりません。先ほど木村議員さん言われるよ
うに、今のところそんなに不自由を感じてい
ない。マイナンバー通知カードと、それから
運転免許証をこうやって出せば、それでマイ
ナンバーカード、それから個人の証明もでき
るといった部分で、まだつくってないのです
けれども、やはりこれは早くつくらなければ
いかなというように、私どもも思っており
まして、今後もやはり職員の人たちにもつく
るようというようになってくるのか
なと思いますし、町民の皆さん方にも今後広
報等で周知をさせていただきながら、町民の
方たちにもマイナンバーカードを持っていた
くというようなことで進めさせていただき
たいなというように思っているところであり
ます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（木村明雄君） このマイナンバー
制度のメリットが、私たちの暮らしの中で大
きく左右するとするならば、これは国民皆さ
んがやはり急激に進むものだと、私は思うわ
けですけれども、現在国内普及率が14.4
%というのはどうなのかなという気がいたし
ます。それからまた、先ほど足寄町では11
%でしたか。そんなわけで、これは心配なも
のがあるのだと思うのですよね。やっぱりこ
れから先に向けてね。国に管理されるのでは
ないか、または自分の知らないところでこの
情報が漏れ、誰かに知られ利用されてしま
うのではないか、そんな不安があるわけであ
ります。

また、キャッシュレス、スマホ決済につ
いては、18.8%では、一番心配なのはやっ
ぱり万が一自分の携帯を紛失したとき、これ
のときはやっぱり自分としては財産を落と
してしまうというようなふうな心配があるわ
けです。この携帯を拾われても、今の時代では
簡単にあかないのだとは思っているわけな
けれども、しかしながらこの辺がやはり一番
心配なところだと、こんなふう考えていると

ろであります。

これについては、やはりカード会社に例
えば連絡をするにしても、停止をするにし
ても、自分から携帯を落としてしまったら
連絡するすべがないというようなことで、
やっぱり一番面倒くさい思いをするので
ないのかなと、そういう不安があるわけな
のですよね。そんなんで私はまだもう少し、
皆さんが進んでいっても、私は今のところ
はちょっと考えようかなと、そんなよう
な考えをしているところでございます。

そんなことで、万が一のことを考えると、
これらについてマイナンバーカード、キャ
ッシュレス、スマホポイント還元決済につ
いて、セキュリティー、これについてはど
う考えているのか、この辺についてもちょ
っとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 総務課長です。
お答えいたします。

マイナンバーカードのセキュリティーにつ
きましては、確かに普及は全国的にも14%
程度で普及してないという事実はございま
して、確かに自分の情報が漏れるのではない
かという危惧を抱いている方も実際いら
っしゃるようであります。ただ、国の説明
なのですが、万が一マイナンバーカードを
落とされても、先ほど申した電子署名用の
暗証番号、あるいはほかの暗証番号があり
ますので、簡単には使えないと。あと万
が一落としても、例えばその番号を自分
で覚えておいて、それをどこかで使おう
としても、その番号を証明する手段とし
てカードが必要になりますし、あるいは
カードの中には顔写真がありますので、
本人との比較対照ができるということで、
国といたしましては、そんなセキュリ
ティー上は情報が漏れるということ
はないので、何とか取得をしてください
というような説明をしております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

もう1問にしてください。

○11番(木村明雄君) もう一つということで、これについては私も、皆さんがどんどん進んでいくということであれば、これは乗らない手はないなというような考えもあるわけなのだけれども、しかしながらセキュリティの問題でやはり心配だということがあるわけなのです。そこで町長にお伺いをしたいと思いますけれども、これから先に向けて足寄町の進み方というか、これについてもわかる範囲内でお伺いをしたいと思います。

○議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

○町長(渡辺俊一君) お答えをいたします。

やはりセキュリティというのは非常に重要な問題でありまして、今どこでも足寄町に限らずどこでもやはりセキュリティをきちんとしなければならぬということになってございます。そういった意味では、当然個人情報だとかということで、非常に情報が外に出るというようなことがないような、そういう何というか、対策と申しますか、そういったものを常に取り組みをしているところでありまして、コンピューター関係なども必ず外に情報が漏れるようなことのないようにというようなことで対策をとっているところがあります。

今、昔でいくと、例えば家に仕事を持ち帰るのにデータ持って帰ってだとかということもよくあったわけでありまして、今はそういうこともできなくて、限られたものに、決められたものでしかデータを移せないだとか、それからコンピューターもインターネットと、インターネットとつながっているコンピューター、それと内部の情報を使っているコンピューターというようなことで分けてですとか、そんな形で情報が漏れないようにというような、情報漏えいがないようにだとかというような、そういう対策をとっております。ただ、やはり人的ミスだとか、そういったもので、それからまた新聞、テレビ等でいけば、何というのですかね、人為的ということか、やる気でやる人については、これは

なかなか難しいところでありましてけれども、そういう、何というのですかね、教育といいますか、そういったものも含めて、今後も含めて、情報漏えい、そういったことがないようなそういった取り組みを進めていきたいなというように思っております。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) 11番。

○11番(木村明雄君) 時間も来ましたので、これで質問を終わります。

○議長(吉田敏男君) これにて、11番木村明雄君の一般質問を終わります。

次に、2番高道洋子君。

(2番高道洋子君 登壇)

○2番(高道洋子君) 議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をいたします。

ひきこもり対策について。

ことし3月に内閣府は、中高年のひきこもりの実態を初めて調査し、その結果を発表しました。それによりますと、40歳から64歳のひきこもりの人は全国で61万人以上に達しているということです。ひきこもりに至ったきっかけは、退職が36.2%、病気、人間関係が同じく21.3%と続いています。

ひきこもりとは、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態を言います。

ひきこもりは従来、若者の問題として自治体が就労対策などを行っておりますが、最近では80代の親が50代の子供の面倒を見る8050問題が社会的にクローズアップされてきています。

8050問題とは、80代の親が50代の子供の生活を支えていることで、その背景には、子供のひきこもりが長期化、高齢化したことにあると言われております。特に中高年の子供がひきこもりの場合、親が亡くなると、年金などの収入の道が絶たれ、深刻な貧困状態に陥り、生活が破綻してしまうケースが多

く見られます。

若い世代のひきこもりが引き続き増加傾向にある中で、中高年のひきこもりについても近年一層深刻さを増しており、全国的にもこの問題にかかわる痛ましい事件や事故も発生しています。

このような状況の中であって、ひきこもり状態にある人やその家族に対する行政の支援が必要不可欠であると考えますので、次の点について町長の御所見をお伺いいたします。

1つ、町が把握しているひきこもり状態にある人と不登校状態にある児童・生徒の人数。

2つ、町の相談窓口はどこが担っていますか。

3つ、町では、ひきこもり状態にある人やその家族に対して、どのような支援や取り組みを行っていますか。

4つ、関係機関及びひきこもりの人や御家族等との情報共有はどのように行っていますか。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高道議員のひきこもり対策についての一般質問にお答えいたします。

1点目の町が把握しているひきこもり状態にある人と不登校状態にある児童・生徒の人数についての御質問ですが、まずひきこもり状態にある人については、ひきこもりに関する全町的な調査を実施していないため、全体的な把握はしていない状況です。

不登校状態にある児童・生徒の人数ですが、文部科学省における不登校の定義は、病気や経済的理由を除き、精神的・心理的不安または身体的症状により通学することができない児童・生徒で、年間30日以上欠席する者とされており、令和元年12月1日現在16人となっております。

2点目の町の相談窓口はどこが担っているかについてですが、高道議員仰せのとおり、ひきこもりに至るきっかけやその背景はさま

ざまな要因があるものと考えられ、ひきこもり状態にある方やその家族の抱える複合的な事情に対応するため、ひきこもり状態にある方の家族からの相談、民生委員、児童委員による訪問活動において把握された情報をもとに、福祉サービス導入、生活困窮対応なども含めて福祉課が総合窓口として対応しているところです。

3点目のひきこもり状態にある人やその家族に対して、どのような支援や取り組みを行っているかについてですが、ひきこもり状態にある方やその家族は、生きづらさと孤独の中で日々葛藤されていると思われるため、時間をかけて寄り添う支援が必要であると考えております。早期解決を図るために、暗に社会復帰を促すことは、かえってひきこもり状態を長期化させる場合もあります。そのため、自宅訪問や来庁による面談の積み重ねにより、まずは安心して相談ができる信頼関係を築くことを念頭に、ひきこもり状態にある方やその家族の思いを受けとめ、寄り添うことにより、必要なプロセス、必要な福祉サービス等とともに考え、社会復帰や自立に向けた支援ができるよう取り組みをしているところです。

これまでには、長年ひきこもり状態にあった方に対しまして、障害福祉サービス事業所との連携により福祉的就労を十数年にわたり継続できるよう支援し、一般就労へつなげたケースなどがあります。

4点目の関係機関及びひきこもりの人や御家族等との情報共有はどのように行っているかについてですが、障害福祉サービス事業所、保健所などの関係機関及び役場内関係部局につきましては、適宜情報交換、協議を行っており、ひきこもりの方や御家族については、自宅訪問や来庁による面談などで情報共有をしているところです。

今後も関係機関との連携はもとより、民生委員、児童委員や自治会といった地域とのネットワークを活用し、情報提供をお願いする中で対象者の把握に努め、一人一人に合っ

た相談から支援までを総合的に行うことができる体制づくりに努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、高道議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。
2番。

○2番（高道洋子君） ただいまの町長の答弁で、ひきこもり対策に対する町の考えや方針等がわかりました。

具体的なことについて、お伺いしたいと思います。

まず最初に、令和元年12月1日現在不登校の状態にある児童・生徒が16名となっておりますが、これは想定以上の人数で驚いております。

お尋ねいたしますが、差し支えなければ16名の内訳と、それと不登校になった理由なのですか、ということが考えられるのか伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） 教育次長です。
お答えをいたします。

先ほどの16名のまずは内訳の関係でございますけれども、足寄小学校のほうで3名、大誉地、芽登、螺湾小学校、僻地のほうはございません。足寄中学校が13名となっております。

足寄小学校の3名の長期欠席の主な理由でございますけれども、体調不良、それから怠学傾向ということでなかなか学校に足が向かないということでございます。足寄中学校のほうも体調不良と気持ちがなかなか学校に向かないと、そういう理由の中で30日以上長期欠席の児童生徒がいるということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） わかりました。体調不良ということがほとんど多いということでございますね。

この、時間もないのですけれども、この体

調不良とか、そういう不登校になった人への対応ですね、どのようなことを図られておりますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） 教育次長です。

とりあえずは最初には、それぞれの担任の先生がお話をしてもらおうようになると思いますが、とりわけ学校としての取り組みにもなりますので、そこには校長先生や教頭先生もかかわるケースもございます。

そういう中で、こちらとしては学校からもそういう長期欠席者の報告はいただいておりますので、その中で事案によっては教育委員会も入ったり、あとは子どもセンター、足寄子どもセンターのほうの専門的知見を持っている方にも入ってもらいながら、その対応に当たっているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） わかりました。

次に伺いたいと思います。

相談窓口は福祉課がひきこもりの相談窓口ですね。福祉課が総合窓口として対応しているという答弁でございましたけれども、10日の新聞に、新聞の記事なのですけれども、ひきこもり窓口の一本化ということで、窓口の一本化という、今後、厚生労働省は10日に市町村、市区町村の体制整備等促す方針を決めたと。医療、介護など、制度の縦割りをなくして窓口を一本化し、就労から居場所まで、社会とつながる仕組みづくりを進める自治体を財政面で支援すると、早ければ2021年から実施したいという記事がありました。この総合窓口ということでございますけれども、これが担当、あれですね、なぜこういうふうにしたかという、相談窓口が分かれていると、同じ福祉課の中でも分かれていると、たらい回しにされたり、担当者間で情報が共有されなかったり、支援が届かなかったりという欠点をカバーするために一本化ということ、方針を打ち出したと思うのですけれども、その一本化でたらい回し対策に対

してはどのようになっているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 窓口の一本化の話でございますけれども、先ほども答弁の中でお話しさせていただきましたけれども、福祉課で窓口を一本化するというようにしております。

やはりお話ありましたように、生活の問題ですとか、それからお父さん、お母さんが年齢が行ってなかなか面倒見れないだとか、それからもしくは障害だとか、そういったものがあつたりだとか、いろいろな問題もありますので、そういった部分でやはり福祉課がやっぱり一番窓口としては適切なのかなというように思っているところであります。

やはり窓口、まだ話が出たばかりですので、具体的にではどこが、福祉課の中でもどこが窓口になるのかといった部分については、まだ今後の検討ということになりますけれども、その中で今までもいろいろな高齢者の方の問題なども含めて、福祉課の中でいろいろな部署が、福祉課の中にもいろいろ担当がございますけれども、そういったところが連携しながら話を、協議しながら進めてきているということもありますので、そういった部分では福祉課の中で連携をきちんととれて、その中で窓口が相談、ひきこもりというだけではなくて、その断片的に相談が来ても全体的な福祉課の中での協議の中で、連携をとりながら進めていけるものというように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 何とか一本化で悩める人が迷わないように、よろしく願いしたいと思います。

現在、福祉課では、足寄町第2期地域福祉計画を策定中と伺っております。その中で、ひきこもり対策についても具体的に盛り込んでいただきたいと思うわけですが、現在、どのように検討され明文化されているのか伺いたしたいと思います。また、十分検

討されているのか、ひきこもりに対してされているのかも伺いたしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長です。

第2期地域福祉計画についての御質問ですが、第2期地域福祉計画は今年度中に策定する方針、方向で進めているところなのですが、現在、各町民に対するアンケート調査を終了したところで、それについての分析をただいま行っているところでございまして、方向性としては障害とか子育てとか介護とか、そのような全体的な計画の上位計画として足寄町内の、それだけではなく足寄町内のひきこもりとか、あと成年後見ですとか、そういうものを含めた計画を策定する予定でございますけれども、まだ計画の文面についてはまだできたものがございませぬのと、あとこれから各委員会にかけて、ごめんなさい、策定委員の会議にかけて、内容を整理していくということで、まだ内容については決まっております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） 内容が決まってないということで、ぜひこのひきこもり対策についても盛り込んで、具体的に盛り込んでいただきたいなどお願いするところでございます。

次に、足寄町ではひきこもりの調査をしてないということでございますけれども、国のレベルでは61万人という数値が出ております。この全国の数値を参考にした場合の、足寄町ではどのぐらいの人数が推計されるか、伺いたしたいと思います。そのような推計は計算しているのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 全国で61万人ということと比較して、足寄町ではどの程度のひきこもりの方がいらっしゃるのか、そういった推計については調査もしてございませんでしたし、それからそういう推計についても今のところはしていないというところでございま

す。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） あと、10分ですね。

私のほうで推計、実はしてみました。一応全国の総人口が1億2,000万ということで、ひきこもりですね、大人のひきこもりが61万人で、2015年に調査した15歳から39歳までの若年のひきこもりが54万人いるということだそうです。で、2つ合わせると100万人を超えるということで、この100万として、若手のひきこもりから大人のひきこもり足したところですね、それでいくと足寄町の人口が6,800人として、それで計算しますと、大人と若年層も入れると約57人が足寄町にいると推計されるわけですね。それから大人のひきこもりだけでも、若年層入れなくても34名ということが推計されました。

秋田県の藤里町というところでは、3,200人の人口に対して100人も、18歳から54歳のひきこもりの人がいるとも、そこが先進地で一生懸命いろいろなことを対策練っているということも聞いておりますし、それから私の友人にも、今回ひきこもりをやるということで何人かに聞いてみましたところが、自分の町内会にもいっちゃう、親戚にもいっちゃう、足寄町で。私も1人知っておりますが、やはりわかっているだけでも何人かのひきこもりの方がいっちゃうことからいっても、この34人とか57名というのは近い数字なのかなという気がいたします。

厚生労働省は平成30年になって、ひきこもり対策の推進事業ということで一段と強化した政策を打ち出しました。一層の強化が図られておりますが、もちろん国からの補助金も出るようでございますけれども、町のレベルとしましては、職員の、役場の職員の専門知識や技術の研修や、それからサポーターの養成とかネットワークの構築などが具体的な

対策として挙げられると思いますけれども、身近では管内でも1町村、池田町がこの10月ですか、ひきこもり研修会を町が主催で行っております。このひきこもりの理解と対応のヒントということで、札幌から専門家を招いてやっておりますが、足寄町でもぜひ、この事業を国の方針もありますことから、積極的に推進してひきこもり対策の充実を図るべきだなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 福祉課長です。

ただいま国では、北海道レベルまでの事業としまして、ひきこもりの支援センターをつくるようにというふうに言うておりました、札幌のほうでは、あと政令指定都市にもつくるように言うておりました、札幌には北海道と札幌市が設定した、そういうひきこもりの支援センターがございます。

昨年度から市町村にも同様の支援センターのようなものをつくるようにというような事業もございますが、まだ全国的につくられていないところは本当に少数というふう聞いております。

足寄町としましては、今のところ、そのような支援センターというものをつくるような予定はないのですけれども、今厚労省とか北海道とか、そちらのほうで説明会とか研修会とかしてございまして、そちらのほうに職員を研修に出して、どのような支援が必要なのかということは今研修をしているところです。また、子どもセンターのほうでは実際に不登校の部分から、例えばひきこもりになった方とか、そういう方についての面接とか、そういうこともしてございまして、そういうものと合わせまして支援の方法を検討していきたいと思っております。

また、ネットワークづくりとか、そういうものにつきましては、やはりなかなか、もともとそういうことを体験された方とか、かかわった方などが入ったようなネットワークづくりは非常に望ましいかなと思うのですけれども、そういうものを表に出してなかなか表

明しづらい部分があるかなと思いますので、民生委員さんとかボランティアの方とか、そういう方を合わせて、何か将来ネットワークづくりができればなというふうには思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（高道洋子君） ぜひネットワークづくりもよろしくお願ひしたいと思ひます。

今やっぱりまだ待ち受け支援というか、積極的にそういう人がいるらしいということで個別訪問して見つけ出す、そういう悩める人を見つけて出すというよりは、窓口に来てくれた人を支援するというか、そのほうが、それが今まで従来のやり方だったと思うのですけれども、これからは私は思ひますけれども、専門のそういう専門家を、専門家というか、正職員でなくてもいいですから、そういう子育ても終わり、そしてそういうことも、悩みを聞いてあげられる、そういう福祉知識の、ひきこもりに対する専門知識も持った、そういう人を臨時採用して、そしてひきこもりに対する特化したそういう支援策を今後打ち出していくべきでないかなと思ひます。

それと家族会ですね。そういう悩める人たちが孤立していつているわけです。そして最後は8050問題まで行くわけですから、その人たちの家族会も結成するよな、それがすごく功を奏しているらしいのです、全国的な対策としては。だから、そういう人たちを1家族でも2家族でもみんな寄り合つて、悩みを打ち明け相談できる、そういう環境づくりも今後必要でないかなと思ひます。

ことしの6月にも厚生労働大臣が異例のメッセージを、ひきこもりのより質の高い支援をできるように人材をふやしていきたいというメッセージも出しているわけです。

そこで、町長に伺ひますが、このひきこもり対策に対する厚い決意というか、そういう思ひを最後に町長に伺ひたいと思ひます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） ひきこもりの関係で

ございませけれども、なかなかやはり今までのところていくと、実態としてやっぱり見えてこないという部分がございまして、それというのはやはり家族の人たちもなかなか言い出せないというか、言いづらい、そういう実態をほかの人になかなか話せないというようなことが多くあつて、なかなか地域の人たちもあそこにたしかそういう人がいるかもしれないという程度の情報ぐらいしか入つてこないということで、なかなかそれを対策として町として取り組む、そういったものがなかなかやっぱり今まではできていなかったのかなというように思ひます。

そういった意味で、国がやはりひきこもり対策、高齢になつて、親が高齢になつてきてなかなか、今まで生活をずっと支えてきた親がなかなかその生活が困難になつてくる。もしくは、片親が亡くなるだとか、そういったことが出てきたときに、残つた子供さんをどうするのかというような問題というのが今後出てくるのかなと。いや、もう既にそういうことが出てきて、国もやはりそういう対策をしなければというようなことになつてきたのかなというように思ひているところであります。

なかなか足寄町としてはなかなか、先ほどケースなども話がありましたけれども、ケースとしてそういうことがありますけれども、なかなか実態としてはそうならないというところでもありますから、今後の部分でひきこもりについての対応、そういったものをきょうお話いろいろいただきましたし、それから国からの多分いろいろな事業だとか、そういったものも出くるのかなというように思ひしておりますので、今後に向けて十分に、きょうの議論も参考にさせていただきながら進めていきたいなというように思ひしております。

以上でございませ。

○議長（吉田敏男君） よろしいですね。

これにて、2番高道洋子君の一般質問を終えます。

ここで暫時休憩をいたします。

昼食のため、午後1時から再開をいたします。どうぞよろしく願いをいたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続けます。

6番熊澤芳潔君。

（6番熊澤芳潔君 登壇）

○6番（熊澤芳潔君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項でございますけれども、公衆浴場の設置について。

質問の内容につきましては、4月の町長選挙において、渡辺町長は選挙公約で「足寄町の未来につなぐまちづくり」を掲げ、リーフレットの中で老朽化した特別養護老人ホームの建てかえ、温泉源を活用した町民（公衆）浴場建設に向けて努力すると示され、多くの町民からの支持を受けまして当選を果たされました。

それらの中でも特に公衆浴場については、足寄温泉がなくなって以降、多くの町民が望んでいることで、きょうまで多くの議員も公衆浴場の必要性を認め、一般質問等で設置を求め現在に至っておりますが、以下の点についてお聞きいたします。

1つ、6月定例会の木村議員の一般質問に対して、「むすびれっじの登録者55名以外の利用調査は、調査するほどの中身とは考えていない」との回答があったが、55名以外にも本別、浦幌、池田、上士幌、士幌など他町村を利用していると聞きます。その方々も含めて調査をする必要があるのではと考えるが、調査の実施について伺いたい。

2つ目、同じく6月の定例会において、「役場内で関係課を集め検討を進めたい」との回答があったが、この6カ月間でどのような検討が行われたのかを伺いたい。

3つ目、町内の温泉は泉質のよさで知られ

ていましたが、このことを強調した地元の農畜産物による食事も提供でき、旅の疲れを癒やす憩いの場所も提供できれば、道東の中心にある足寄町を中心に各方面の旅を楽しんでもらえると思う。そのような公衆浴場を考えてはいかがか。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 熊澤議員の公衆浴場の設置についての一般質問にお答えいたします。

1点目のむすびれっじ浴場利用登録者55名以外に他町村の浴場利用者等の調査の必要性についてですが、本年第2回定例会で木村議員への一般質問にお答えしているとおり、本町への旅行者や里見が丘公園キャンプ場利用者等への浴場利用希望調査のほか、他町村の浴場利用者等につきましても実態調査やニーズ調査には限界があることから、現在調査は実施しておらず、今後におきましても実施する予定はございません。

2点目の第2回定例会以後、6カ月間における検討状況についてですが、多くの町民や議員の皆様から浴場建設について御要望があったことから、町長、副町長及び関係課長を構成員とする浴場に関する検討会を本年7月9日に立ち上げ、公衆浴場の設置可能性等について、これまで6回にわたり協議、検討を行ってまいりました。

検討会では、民間事業者による浴場整備計画等がなかったことから、町が設置することとした場合の設置場所や施設規模、インシャルコストやランニングコスト等について検討を重ね、里見が丘にある温水プールに併設する形で浴場を設置する案が適当であると判断しておりましたが、民間事業者による整備の可能性も残されていたことから、民間事業者が事業主体となった場合の町の支援のあり方、町が里見が丘の温水プールに併設するプランとの比較、検討を行ったところであります。

3点目の泉質のよさや地元食材を活用した食事を提供するなどして、旅行者に楽しんでもらえる公衆浴場を考えては、についてですが、浴場の建設要望とともに同様のアイデアを多数いただいております、今後議会と相談をさせていただきながら、今の足寄町に必要な浴場整備の検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、あす16日でございますけれども、全員協議会の開催をお願いし、民間事業者からの提案内容を含め、浴場設置の今後の方向性について御相談させていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、熊澤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） 内容はわかりました。

役場内部で十分に協議しているのかなというふうに思っておりますけれども、最初の1番のことですけれども、私もその質問の回答に対しまして、ただ公衆浴場設置計画に当たっては規模のこともありますし、それから町内外の利用の実態もあります。また浴場のビジョンも立てるといってもありますので、町民の要望等も聞きながら、必要性もあるのかなと思いましたが関係から、調査の必要性を聞いたわけでございますけれども、今お聞きした中では、役場内部でも協議で、これからは十分協議を進めていくということでございますので、1番につきましてはわかりました。

続きまして2番目でございますけれども、このことはもう私提案なのかなというふうに思いますので、お聞きいただければありがたいなと思っております。

ふるさと納税制度を利用した基金を募るクラウドファンディングのふるさと納税で、地域が抱える課題解決のために掲げられたプロジェクトに対して寄附していただき、ダイレクトに反映させることができる制度が進まれ

ているということでございますけれども、これは日本のクラウドファンディングがとてつもなく伸びていることを聞いてございます。そのことから、これを利用したらいかがかなということと、そして新聞紙上で10月23日政府の与党がふるさと納税で税控除倍増という内容で、これは企業版でございますけれども、手続の緩和、また利用しやすく、そして自治体に寄附して企業が税優遇を受けられると。これも企業版でございますけれども、ふるさと納税について5年間延長し、地方創生をさらに促進しようということが発表されました。このことから、これらのことから、クラウドファンディングを含めて、利用の設置が考えられないかということでお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） クラウドファンディングですとか、企業のふるさと納税などの活用というなお話でございましたけれども、当初企業版のふるさと納税ですとか、そういったようなものも活用しながらできないのかなというようなことも検討してまいりましたけれども、なかなか企業版のふるさと納税の部分でいきますと、なかなか難しいのかなというように考えておりますし、企業に対する、企業の方たちに対して、そういう寄附をお願いする、そういったものがやはり企業の方たちにとっても、ある程度のメリットみたいな部分もやっぱりなければならぬのかなという部分もありまして、非常に控除額がふえたりとかして有利な部分にはなっているのでは活用ができるのではないかなとちょっと考えたのですけれども、なかなかその部分では難しいのかなというところがちょっとひとつございます。

それからクラウドファンディングについても、今後の部分では例えば公衆浴場の建設だとか、そういった部分で、そういうことに対して寄附をしていただく、そういうようなことができないかという部分もありますけれども、なかなか実際寄附を募るということでは

ので、やはり寄附自体が非常にやっぱり、寄附するその事業が魅力的でなければならないですし、それからやはり寄附していただけるかどうか、この魅力によっても大分違うのかもしれないけれども、実際のところどのぐらい集まるのかといった部分でいけば、まあやっぱりかなり不確定な部分もあるというように感じているところであります。

ですから、いろいろな方法を活用してやれるものについてはやりたいなと思ってますけれども、無理な部分もやっぱりあるのかなというところで、今後いろいろな場面でそういうものも検討させていただきたいなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） 内容はわかりますけれども、ただ私もちょっと若干勉強させてもらって、この公衆浴場につきましては4億円以上ですか、そういった経費が、設置経費がかかるということでございますので、行政としても相当の負担だなというふうに思っておりますし、そういったことによって、ただこのクラウドファンディングもガバメントクラウドファンディングということで、自治体自体がクラウドファンディングによって寄附をしていただきながら課題を解決していくということだそうでございますし、また自治体のほかにも支援してでもよいということにも、ガバメントクラウドファンディングというのは自治体はその支援事業者に対しても支援もしてもいいよというようなことでございますし、それからこのファンディングというのは国全体の中での要請をしながら寄附を集めるということでございますので、いろいろな実例を見させてもらっても相当寄附が集まっているということでございますので、ぜひ進めていただければありがたいなというふうに思っております。

そういうことで、どうでしょうか、そこら辺のことは。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 中身について十分に検討しながら、実際に公衆浴場を建設する、そういった中で、また運営、建設する段階とそれから運営する段階、そういった部分でそういった事業がうまく適用できるようなものがあれば、今後内容によりながら、検討をしてみたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） わかりました。

ぜひ、検討していただきながら、本当にとてつもなくふえてますよということもあるようでございますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それでは2番目でございますけれども、そうしますと、全体を通していく中では、町長の公約どおり進めて、約6カ月間の役場内部の協議も進んでいると。ことしか来年に向けて、公衆浴場は設置に向けて町中に進めていくということで確認をしたいと思っておりますけれども、これはきょうは恐らく公衆浴場の関係で議会傍聴に来ている方もいるかと思っておりますので、ぜひ確認の声はお聞きしたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほどもお話しさせていただきましたように、これまでの経過でいきますと、町内に温泉があったところが廃業されたといった後、温泉施設ができないかというような話でずっと進めてきております。

なかなかお風呂を経営するという部分はなかなか大変でありまして、お風呂だけではなかなか経営的にはかなり、経営をきちんと成り立たせるためにはかなり厳しい、お風呂だけではなかなかペイできないというようなことがございまして、できましたら町としましては、当初民間の方がやっていただけたら、そこに対して建設に対する支援ですとか、それから運営に対する支援ですとか、そういったものやっけていきたいと思います。

話をさせていただいて、民間の方々にぜひやっていただければというように考えていたところでもありますけれども、なかなか民間の方たちも、なかなかお風呂を建設して運営していこうという方がいらっしやらないという状況でありまして、それではやはりなかなか民間の方たちでできないのであれば、町としてもやはりそのあたりをやらなければならないのかなというように考えていたところでありまして、当初検討会の中でも話をしている中では、最低限お風呂のない方たちもいらっしやいますから、そういった部分の公衆浴場的な部分と、それからキャンプに来られた方ですとか、里見が丘に遊びに来られた方ですとか、そういった方たちが少し汗を流せる、そういった場所、そういったものがやっぱり必要なのかなというところで、そんなに大きなものではないけれども、小さな温泉施設みたいなものをできないかなというところで検討してきたところでもあります。

そういった部分で、町としてもできないかどうかといった部分で検討してきておりますし、その後民間の方からもそういうような提案も少しありましたので、そういったことも含めて、あした、最終的にきょう中身を少し、もうちょっと詰めたいと思っておりますけれども、あした全員協議会の中で内容についてお示しをしながら、議会の方たちとも、議会の皆さんとも御相談をさせていただくということで考えております。

非常にお金もかかる話でありますし、それから運営費についてもやはりこれ1回ではありませんから、毎年毎年やはりお風呂やるということになるとお金もかかるわけですから、毎年のお話ということにもなりますので、そういった部分、町としてやるといっても議会の皆さんに賛成していただかなければ、これはできない話でありますので、私がやりますよと言ってもなかなか簡単にできるものでもありませんので。そして、私としては私が決めてどんどんやっていくよというよりは、皆さん方に、町民の皆さん方にも賛成

していただきながら実施をしていくというような方向のほうがいいのかなどというように思っております、また皆さん方に御相談をさせていただきながら進めていければと考えているところでもあります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番。

○6番（熊澤芳潔君） わかりました。

それでちょっと若干時間もありますので、実はさっきのクラウドファンディングの関係だったのですが、これも含めて、実はことし私たちの高校の同窓会がございました。そういった中で、ふるさと納税の話が出まして、同窓会でふるさととの話が出まして、足寄町本当に公衆浴場がないものねというようなことでもございました。そういう中で、足寄公衆浴場がないものという話になって、どうにかならないのかと言われてました。私もそれに答えまして、寄附をする話もありますよということの中でお話がございました。そういった中で、10万円ぐらいなら出しますというような方もございましたものですから、ああ、なるほどなど。そういうことから先ほどのクラウドファンディングについては思いついたわけでございますけれども、今後高速道路もできますし、足寄におりていただきながら、ふるさとに多く帰っていただき、そしてもちろん滞在もしていただきながら、町の活性化につながるような公衆浴場にもしていただきたいなということで、要望をお願いをしまして、簡単なのですけれども、御質問にかえさせていただきます。答弁をお願いして、終わりたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） ふるさと納税につきましては、いろいろと10種類ぐらいの使用項目を設けながら、その中に寄附していただける方が、例えば自然環境だとか、それから高齢者の方の福祉だとかというような、それぞれの思いを込めて寄附をしていただくという形になっています。その中に町長にお任せという項目も一つございまして、そういった

中では町長がいろいろな形で使わせていただく、せっかくいただいた寄附を大事に使わせていただくという項目もございまして、そういった中では例えば公衆浴場に使うだとかということも可能な寄附もございまして、ふるさと納税全般にわたっていろいろな形で、足寄をふるさとと、足寄を大切に思っていただけの方たちにお声かけしていただくというのは非常にありがたい話だなと思っているところでもあります。

お風呂につきましては、温泉については町民の方たちの非常に、ぜひそういう温泉施設があればというような声もございまして、また議会の中でも多くの議員の皆さんからそういう声もいただきました。そういったものも含めて、また議会の皆さんと相談させていただきながら、今後進めていきたいというように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、6番熊澤芳潔君の一般質問を終えます。

次に、5番田利正文君。

（5番田利正文君 登壇）

○5番（田利正文君） 一般質問通告書に従って、一般質問を行わせていただきます。

1つ目は、乳幼児・児童医療費助成の拡充をということでもあります。

人口減少社会での持続可能な地方自治体のあり方が問われている中、足寄町は小・中・高の学校給食無償化を初め、高校進学等に係るさまざまな支援、助成策を実施し、十勝管内はもとより全道からも注目される先進的な取り組みを進めてきました。

足寄町で安心して子供を産み育てたい、それは多くの町民の願いでもあります。全ての子供がいつでもどこでもお金の心配をしないで、医療を受けることができる体制整備は、子供たちの健やかな成長を保障するとともに、子育て世代への大きな支援となります。

①子供の医療費助成が、子育て支援に対す

る役割についての認識と、足寄町における乳幼児・児童医療費の現状について伺います。

②本別、陸別町など、十勝管内でも乳幼児・児童医療費助成の拡大が進んでいます。足寄町で乳幼児・児童医療費の助成制度を高校生まで、所得制限なしで拡充した場合、その必要財源はどのくらいになるでしょうか。

③子育て支援の柱である乳幼児・児童医療費助成制度を高校生まで、所得制限なしで拡充することを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の乳幼児・児童医療費助成の拡充を、の一般質問にお答えいたします。

1点目の子供の医療費助成が子育て支援に果たす役割についての認識と医療費助成の現状についてですが、子供の親は等しくその健やかな成長を願っているものと考えております。

子供が病気になったとき、医療費の窓口負担の一部または全額を市町村が負担することにより、親の経済的な負担を減らし、安心して医療機関を受診することができる医療費の助成制度は、子供の健全な成長を支える制度であると考えております。また、今日的な社会的課題である少子化について、子育て環境を整え、少子化対策に資する側面もあると考えております。

本町の現行の乳幼児及び児童に対する医療費助成の対象と範囲は、平成24年8月から実施されているもので、所得制限を設けた上で、未就学児に対しては入院・通院ともに医療機関での窓口の負担額を全額助成し、小・中学生の入院・通院に関しては、町民税非課税世帯に属する児童に対しては窓口負担の全額を、町民税の課税世帯に属する児童については医療費の3割を自己負担すべきところ、総医療費の1割のみを自己負担しますが、入院5万7,600円、通院月額1万8,000円の限度額が設けられています。

2点目の助成の対象を高校生までとし、所

得制限を廃止した場合の必要な財源についてですが、乳幼児・児童医療費の助成制度は、北海道が行う乳幼児等医療給付事業を基本としており、北海道の基準では所得制限を設け、未就学児については入院・通院ともに助成がありますが、小学生は入院のみ助成対象としています。

本町が所得制限を廃止し、高校生まで課税世帯・非課税世帯関係なく助成を拡大した場合の必要財源についてですが、平成30年度実績をベースに推計しますと、まず現行の制度で小・中学生に入院・通院全額助成した場合、240万円の支出増となります。

高校生の医療費については統計的な資料はございませんので、中学生の医療費をもとに算出すると、190万円ほどさらに支出増になると推測されます。

所得超過により助成の対象となっていない乳幼児・児童は、未就学児36人、小学生37人、中学生14人の合計87人おります

未就学児、小学生、中学生それぞれの総医療費をもとに制度の対象となっている未就学児、小学生、中学生の数で除して1人平均を算出し、先ほどの助成対象となっていない乳幼児・児童の数を乗じ、法定の窓口負担額を算出しますとおよそ218万円となり、先日、先ほど述べました3つの数字の合計額648万円が拡充分の所要額となります。

3点目の助成内容の拡充についてですが、十勝管内に限って見ますと、平成30年8月時点で、中学生までの入院・通院の全額助成を実施していない町村は足寄町含め3市町で、高校まで窓口負担の全額助成を実施しているのは十勝管内7町村、全道市町村の状況では65市町村という状況です。また、所得制限については、十勝管内で所得制限を残しているのは、町村では本町を含め2町のみとなっており、全道では既に111の市町村が所得制限を廃止している状況にあります。

町ではこうした状況を把握していたことから、所得制限を廃止し、中学生までの全額助成を新年度から実施したいと考え、既に検討

を進めているところでございます。

以上、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

5番。

○5番（田利正文君） 私知らなかったのですけれども、十勝子ども白書というのが出てるのが、たまたま本屋さんで見つけて、これを見てたのですね。そうすると、全十勝の自治体の子供の医療費、簡単に言ってしまいますけれども、そういう制度の中身が載ってたのです。それで、見てみますと、一番新しいやつでことしの6月1日現在です。所得制限なしというところが、足寄と本別しかないのですね。これ何とかならないかと思ったのがまず一つなのですね。そんなことが今回の質問の出発点であります。

それで、これもちょっと私今きょう資料持ってきてませんから、正確なところわかりませんが、どこだかの歯科医師、学校の子供たちの健康の、歯の健康を診る先生がいますよね。その先生が出した文章なのですけれども、もちろん日本だけでなく世界中で貧困と格差が広がっているのですけれども、その貧困家庭の子供たちの歯がすごい状況になっているという報告を見たのです。それ見ると、本当に歯が、昔でみそっ歯と言いましたか、いうふうにして歯がなくなっている子供がいるというのが一番ひどいという状況ですけれどもね。あとは歯が痛くても、親がお金がないので、親に歯医者に連れて行ってほしいと言えないという状況もあるそうですけれどもね。その結果として、そういう口内の、口の中ですごい状況になっているのだという報告を見ました。そんなことがあるものですから、もちろんここに書いてあるみたいに、小中高・乳幼児などの助成をされてますけれども、高校生までやったとしても多分、高校生はそんなに病院にかからないのではないかと。部活か何かでけがすれば別ですけれどもね。そんなことがあるものですから、

質問いたしましたわけでありませう。

それで、本当は再質問などで、最新の十勝管内の状況をお聞きしようと思ったのですが、今8月と言われましたよね。だから6月だから大した変わらないのだと思っませう。

それで、今回答で所得制限を廃止して中学生まで全額助成を新年度から実現したいと考えているというふうに言われましたので、1点目の質問はこれで終わっていいですね。

2点目に入りたいと思っませう。

学校図書館への司書の配置をということですが、学校図書館法では、学校図書館が学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることに鑑み、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とすると記しています。

①足寄町には、小学校4校と中学校1校がありますが、学校図書館の役割と位置づけをどのように認識していますか。

②小中学校図書館の整備率について、基準と達成率はどのようになっているのでしょうか。また、年間の貸し出し冊数と、児童1人当たりの平均貸し出し冊数をお聞かせください。わかれば、今年度分も含めてということですが。

3つ目、学校図書館の司書配置が、平成27年4月1日施行の学校図書館法一部改正で努力義務となりました。学校図書館は、足寄の未来を担う子供たちの教育と成長にとって重要な役割を果たしています。足寄町においても、司書の配置に踏み出すべきと考えていますがいかがでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から田利議員の学校図書館へ司書の配置を、についての一般質問にお答えいたします。

1点目の学校図書館の役割と位置づけについてですが、学校図書館は学校図書館法において設置義務が課せられ、図書、視覚聴覚教

育の資料、その他の学校教育に必要な資料を収集し、整理し及び保存し、これを児童または生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的としています。

役割については、主に読書センター、学習センター、情報センターとしての役割があります。この役割を達成するために、計画的な蔵書の充実に努め、足寄町図書館と連携した定期的な巡回配本活動や読み聞かせ活動、読書感想文コンクール等の読書活動や本棚等の備品を購入し、環境整備を図っているところですが。

2点目の図書の整備率の基準と達成率について、また年間の貸し出し冊数と1人当たりの平均貸し出し冊数についてですが、学級数に応じた学校図書館図書標準という指針があり、令和元年10月末現在における各学校の充足率は、足寄小学校106.8%、大誉地小学校78.5%、芽登小学校82.1%、螺湾小学校117.5%、足寄中学校96.4%となっています。

年間の貸し出し冊数と1人当たりの平均貸し出し冊数ですが、足寄小学校1,495冊で5.9冊、大誉地小学校914冊で65.3冊、芽登小学校655冊で27.3冊、螺湾小学校233冊で19.4冊、足寄中学校711冊で4冊となっています。

3点目の学校司書の配置についてですが、司書教諭、図書館司書の資格を有する教員を中心に計画的な図書の購入、読書活動の推進、配架やレイアウトの工夫等を通し学校図書館の充実に努めています。また、足寄町図書館に配置している図書館司書と連携し、配本や読書活動、読書活動推進計画等の事業を推進してまいりますので、学校司書の配置は考えておりませうので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

5番。

○5番（田利正文君） 今回答いただきましたけれども、資料いただいてびっくりしたのは、僻地校、大誉地、螺湾などで1人の貸し出し冊数が多いときで145.8冊、それが25年度ですね。26年度になると154.5冊だとか、142.3冊だとかという、すごい多いのですよね。すごくこれ見てびっくりしました。

それからもう一つは、金額ですよね。令和元年度で大誉地小学校で21万8,000円の予算が組まれてますし、芽登小学校で23万1,000円か、螺湾小学校では21万5,000円、結構大きい額だなというふうに思うのですね。ただし、どこの自治体のやつも見て、この子ども白書にそれも一緒に載っているのですよ。見るとやっぱりどこ行っても、中学校になるとがくっと貸し出し冊数が落ちるのですね。これは部活が始まるからという状況があるからでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 質問にお答えします。

端的に言って、やっぱり中学校の場合は部活動に時間がとられるというのは、それが最大の原因かと思っております。特にその傾向というのは大きな学級、多級校ほどそういう傾向が見られますね。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） その点では、素人の私と同じ見方でいいのだなというふうに理解しました。

学校図書館の一部を改正する法律の公布ですか、その留意事項の3のところに、11学級以下のところの学校については当分の間司書を置かなくてもいいと、ただし努力せよと書いてあるのですね。そして、4番目のところに、例えばですけども、司書教諭が学級担任等を兼務している現状に鑑み、司書教諭がその職責を十分果たせるよう、担任授業時間数の軽減などの校務分掌上の工夫を図ることというふうにうたっていますけれども、

今の学校の現場でこういうことができるのか、できないのかというのちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えします。

ちょっとその前に、質問のお答えの前に、学校司書の配置の背景なのですけれども、これは平成5年からずっと学校図書館法の改正であるのですけれども、とりわけ平成13年に子供の読書活動の推進に関する法というのがありますね。それが制定されたのですよね。それに伴って、いわゆる学校の学習の内容を基準とする全国的な学習指導要領というのの中に、学びの質が言語活動だとか、あるいは探求的な学び、こういうのが非常に求められるようになったのですよ。どちらかというと、今まで知識・技能の習得型から課題解決型へ、こういう学校でいうチェンジではなくてシフトというのですかね。そういうことでやはり調べものをしなければならないということが多いものですから、情報をとるために、学校図書館の役割が一層重要視され、それに伴って平成26年にさらにこの学校図書館法が改正されて、そして学校司書というのがいわゆる努力義務されたのですね。ところがこれまたややこしいのは、学校には司書教諭というのがいるのですよ、司書教諭というのが。これは学校の先生で図書館司書の免許を取ってくるのですね。結構な人数いるのです。これは学級数が12学級以上には必置なのですよ。したがってこの12学級というのは特別支援の学級もカウントしますから、足寄小学校が対象になっている。したがって、足寄小学校には司書教諭はいるのですね。その他の学校にも司書教諭は必置にはなってませんけれども、図書館司書を持っている教諭の、司書を有している教諭の先生いるのですよ。いるのですよね。したがって、そういう先生は学校司書は担当はできるのですよね。現実にはそういう学校において、司書教諭がいれば司書教諭が中心となって、いない学校

については、足寄中学校あたりなどそうなの
ですけれども、図書館司書の免許を持っている
先生が中心となって、それぞれの学校の図書
館の充実を図っていると、そういうことなの
ですね。ただ、大きい学校あたりなどは司書
教諭がいますけれども、特に中学校などそ
うですけれども、その先生教科もありますし、
それから校務分掌もありますし、さらには部
活動指導等々もありますから結構忙しくて
なかなか司書教諭として、その仕事に、あ
る種の専念化というか特化するといとなか
なか難しいのですよね。そこで、特別な免
許、制度的な免許は要らないのですけれど
も、学校司書という存在が、国の段階とし
ても何とか学校司書という専門にやれる人
を学校図書館の運営や利用について、ある
種専門にできる人を積極的に配置しようとい
うことで、国の段階でもある種財源措置など
も平均的にしているのですけれどもね。そ
ういう状況下にある。

ただ本町の場合については、学校司書の配
置なのですけれども、先ほど答弁もいたしま
したように、こういう本町の実態を踏まえた
場合については、私はまだ配置については緊
要な課題だなどというふうには捉えてせん。
ただ、今後学校図書館と、それから町の、学
校は図書室とも言うのですけれども、学校の
図書室と町の図書館での連携でオンライン化
を図るのも視野に入れているのですよ。そ
ういう状況変化を踏まえて、そういう状況
変化を踏まえて、そして学校図書館のさら
なる充実に向けた環境整備の一環としてね、
一環として学校への学校司書についても検
討課題としていきたいなど、そんなふう
に考えてますので、ちょっと質問と外れた
部分もあって長くなって申しわけありませ
んけれども、御理解のほどをよろしくお願
いいたします。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 今教育長の言うの、
わかります。

調べてみてびっくりしたのですけれども、
図書館の司書の資格取るのにすごいのです

ね。必修科目が11科目、22単位。読んだ
ら、図書館学習概論だとか、図書館概論だ
とか、そういう難しいのがだっと並んでい
るのですよ。ただし、学校司書については
資格は要らないというふうになっているの
ですね。

もう一つ、ダブるかもしれませんがけれど
も、今足寄町に司書教諭の資格を持ってお
られる方がいらっしゃると聞きましたので、
その方が例えば4つの小学校と中学校を
かけ持ちで、図書館の司書と打ち合わせを
しながらでも、足寄町の全体のやつを見
るといようなことにはできるのか、できな
いのか、ちょっとお聞きしたいのですが。
必要がないと、今教育長は言われたので
すが、例えばの話です。やるとすればでき
るのか、できないのかということなの
ですけれども。つまり先ほど言ったみたい
に、司書教諭という資格を持っていても
担任を持ってたり何だりして、いろいろ
忙しいわけですよ。それを多少削ってでも
そんなことができるのかということをお聞
きしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答
えいたします。

それは可能だと思います。今ちょうど学
校も、これは社会の関心事になっているか
らあれなのですけれども、働き方改革がす
ごく求められていますし、変形労働時間だ
とかいろいろなことで言われてますけれど
も、やっぱり実をとるとい観点でいった
場合には、本当学校についてもそういう
ふうにしてもらえるのはやっぱり非常
に学校のニーズにも合うのかなと。が、
一方では例えば学校にある子供たちとか
かわるような、例えば今の図書館につ
いてもやっぱり子供の自主的、主体的な
活動の場として委員会活動ってあります
よね。昔からの図書委員会だとか何と
かある。そういう場面を先生方からそ
ぐというの、やっぱり教育ですから、
子供たちに指導と管理というのは、
これ表裏一体の関係にあるのですけ
れども、そういう部分もありますから、
何でもかんでも子供にかかわるよ
うな

部分を、学校側の教職員にいろいろな意味で全面的に丸投げするというのは、これはやっぱりその辺はある種峻別しなければならない部分かなと、そんなふうに思っています。

質問については可能でございます。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 時間ですから、最後にしますが。

教育長が大きな情熱を持って足寄の教育に当たってられるというふうに感じておりますので、2つだけお聞きして終わりにしたいと思います。

一つは今の問題ですね。ある程度答えられてますし、ダブるかもしれないけれども、改めて実現は可能だと言っていましたので、そういうふうにしたほうがいいのではないかと私は思っているのですけれども、その辺についてちょっと回答いただきたいのが一つです。

もう一つは、以前の一般質問のときに私こんなことを言ったのですけれども、「教えるとは希望を語ること、学ぶとは誠、あるいは誠実を胸に刻むこと」という有名なうたがあると話、私しました。そうしたら、教育長、それはわかっているという話されましたけれども、今の学校教育の現場で教師の皆さんが子供たちに、あなたの未来についてはこんなすばらしい社会が用意されているのだよというふうに希望を語る事ができているのだろうか。あるいはやっているのだろうかということが一つです。それから子供たちに学ぶこと、あるいは本を読むことは、真実を見抜く力をつけることなのだよということが教えられているのだろうかというようなことを、素朴な疑問として持っているのですけれども、そんなことも教育のプロである教育長のほうから御答弁をいただいて、終わりにしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

御質問大別すると3つあったかと思うので

すが、1点目につきましては、先ほどもちょっと私のほうから言いましたように、状況変化をつかまえて、やっぱり子供の側に立って、学校ニーズなども踏まえて、一斉になるかどうかは別としまして、検討していきたいなど、そういうふうに思っています。

2点目、有名な詩人アラゴンの言葉なのですけれども、これはある種の教育の携わる者についての不易な部分を、要点をついているなというふうに捉えているのですけれども。私、これは個人的なあれなのですけれども、やっぱり今の子供たち、昔の子供に比べて非常に憧れを抱かないというか、抱けなくなっているなど、そのことを非常に、校長やっていたときあたりなども現場にいて非常に憂っていました。これはやっぱり子供だけの問題ではなくて、やっぱりある種教育というのは一番弱い部分ですから、この社会のひずみの部分を陰に陽に影響を受けますから、そういうものなどもあるのかなと。したがって、社会課題として少子高齢化などというのも大きくクローズアップされていますけれども、そういうときだからこそ学ぶことによって、知ることによって子供が未来に向けて、夢や希望、さらには憧れを持たせるということは、これは必要なのだなと。そのためにはやっぱりそれを下支えする一番の教育環境である教師が元気でなければならない。そんなふうに思っています。

それから3点目の、やはり知らないことを知るだとか、特に読書を通して言葉を知ったり感性を磨いたり、あるいは私は読書が一番すごいと思うのはやっぱり創造性だとか、そういう共感性が育まれる。こんなことしたら父さんが泣く、母さんが泣くのでないかな、こんなことをしたらきっとこうなるだろうと、そういう共感性や創造性というのはやっぱり私はこの読書を通して非常に養われるなと思っています。

そういう意味で、学校の図書館というのはある種学習の場であり、それから読書の場であり、そして調べの場であるのですけれど

も、学校に教育の中にはどうしてもなくてはならない、そういう空間、場だなというふうに思っていますし、これからも学校図書館、とりわけ読書活動の充実について、学校と連携を図りながら教育委員会としても環境整備に努めていきたいと、そんなふうに考えていますので、御理解をよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、5番田利正文君の一般質問を終えます。

次に、8番川上修一君。

（8番川上修一君 登壇）

○8番（川上修一君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

件名は、日米貿易協定に伴う足寄町の農業への影響についてです。

先日、日米貿易協定に伴う道内農産物影響額の試算が発表されました。

農畜産物合計で生産減少額は約235億円から約371億円、そのうちの大半を牛肉・牛乳乳製品が占めています。

酪農畜産のウエートが高い足寄町も大打撃を受け、農家経済を含め、農村地帯が成り立っていくのか不安を感じます。

そこで、以下の点について伺います。

1、足寄町における影響額（試算）はどのくらいか。

2、町としても大変大きな影響を受けるため、何らかの対応が必要になると思うが、現時点でどのような対策を考えているのか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 川上議員の日米貿易協定に伴う足寄町の農業への影響額についての一般質問にお答えいたします。

1点目の足寄町における影響額（試算）はどのくらいかについてですが、令和元年10月8日に署名された日米貿易協定について、国においては、10月18日に日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響について（試算）暫定版を公表をしました。また、北

海道も11月19日に、農林水産物の生産額への影響を取りまとめた日米貿易協定による北海道への影響についてを公表しました。その影響試算データ諸元を参考に、足寄町における影響額を品目別に置きかえてみますと、小麦約1,850万円、牛乳・乳製品で約1億3,800万円から1億8,700万円、牛肉で約6,700万円から1億3,470万円の影響額、試算であります。となり、全体の農畜産物の年間生産額の減少は2億2,350万円から3億4,020万円となります。

2点目の足寄町においても大きな影響を受けるため、現時点においてどのような対策を考えているかについてですが、日米貿易協定が12月4日国会に承認され、令和2年1月1日の発効に向けた手続に入ったこと等が報道されています。

国は日米貿易協定の国内農業対策を追加した政策大綱の改正案を提出し、農林水産分野の関連予算を盛り込んだ補正予算を計上することから、国・北海道からの情報収集すると同時に関係団体と連携し、必要な対策の予算措置を検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、川上議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。8番。

○8番（川上修一君） まず1点目の質問なのですけれども、十勝の損失、影響額が大きいということが新聞で報道されてきて、私実は足寄町はどのくらい影響あるのかなと思っていました。またほかの町村もどうなのかなと、新聞注視といいますか、気をつけていたのですけれども、どうも私が目にしたのは更別村さんが1億円ちょっとという数字が出ただけで、ほかの町村はございませんでした。今足寄町が2億2,000万円から3億4,000万円と。これはやっぱりすごい数字なのだなど、ちょっとびっくりといいますか、これは大変なことだなど思っておりま

す。そしてなおかつ、被害の額なのですけれども、この前提条件がたしか国の試算では、必要な対策を講ずることによって、生産量は維持されるという前提で出された試算だと記憶しております。この生産量の影響というのは、今の時点ではどなたにも、何というか、導き出すことはできないと思いますので、仕方がないことなのですけれども、ざっと考えただけでも、このように状況が悪化していったときに、今の生産量が果たして本当に足寄町維持できるかと考えたら、難しいのではないのかなと私は思っております。

それです1点目のお答えに関して、まず最初に議長がお許しいただければ、私40年農家をやっております。過去に雑豆の関係でやっぱり輸入自由化というものを経験しております。実際に、何というか、自由化になる前と、それから25年ぐらい実は経過しているのですけれども、現在。どのような影響があったかをちょっとかいつまんでお話をさせていただいて、それから再質問させていただきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。（議長「はい」と呼ぶ）

今お話ししました豆の輸入自由化、実は豆だけでなく、広く農産物の輸入自由化、GATTウルグアイラウンドと呼ばれていたものなのですね。それでこれは、実は今から26年前の平成5年に締結をされております。この締結される前はやはりとんでもないことが日本農業に、何というか、影響があるぞということで、各市町村こぞって反対運動されて、足寄町も多くの町民の理解をいただいて、町民センターの駐車場、今舗装されますけれども、あそこまだ更地でしたので、そこで大きな町民集まって、農業者だけでなく、反対集会やったのです。それが足寄だけでなく、もう十勝、北海道、全市町村でやった。それだけ反対しても、やっぱり流れには逆らえなくて発効されてしまったのですね。そのとき平成5年の段階で、足寄町の主力の小豆の値段をちょっと御紹介させていただきますけれども、当時小豆というのは1俵

平均3万円ぐらい、我々農家は考えておりました。そして、豊作、冷害とあるのですけれども、冷害年でとれなかったときはその1俵が5万円になったりして、減収した分を値段で所得をカバーするというような状況だったのですけれども、自由化になりますと国内の作況にかかわらず輸入されますので、何と3年後の平成8年には小豆が1万7,500円になりました。3万円からといたらもう約半分ですよ。発効してたった3年です。その後、2万円になったり、1万5,000円になったり、でこぼこしながら、たまたま平成16年と17年は豊作が続いたのです。そのときには1俵1万2,000円まで下がりました。値段はそんな感じなのですね。

農家戸数はどうかといいますと、平成8年で約400戸ございました。畜産、畑作全部入れてですね。それが現在は220戸まで減少しております。約半数です。

このように、国策というか、国の決めたことで大きく影響が出るときには、国も予算措置といいますか、補助金といいますか、対策を講じて、発効して何年かは手厚く支援してくれているのですよ。今現在もそうなのですけれどもね。ところがやっぱり何年かたつと、補助金の額が少しずつ少しずつ下がっていく。そして、その農産物本体の値段は、御承知のように下がっていく。じわじわと経営が苦しくなっていると。そして何か知らないうちに、隣もやめてしまったのです。その隣もやめてしまった。その土地を近所の人が吸収して、今現在は過去に5町もつくっていた小豆を、5町ぐらいといったな、5町つくっていた小豆を倍の10町つくって、倍の面積つくって薄利多売で経営を続けていると。これが私の経験した関税撤廃の実態でございます。

今回のケースがそうならなければいいなと思うのですけれども、余りにも、何というのですか、問題が、例えばTPPをやりたいと国で提案されて、それに対して農業団体や市町村の皆さんが反対する。だけれども、何か

なし崩しのうちに発効になっていくと。そんな状況が余りにも似ているものですから、これからどうなっていくのかなという不安を感じているところでございます。

長々と申しわけないのですけれども、ここからは質問になるのですけれども、農業委員会の会長さんに申しわけありません、ちょっと質問させていただきたいのです。

それで、26年前のGATTウルグアイラウンドのときと現在と、状況が1点違うことがございまして、それは何かといいますと、先ほど話した農家戸数が半分になってしまったと。今後貿易協定の影響を受けて農家が離農した場合に、残った農家で農地を吸収し切れるか考えたときに、非常に難しい。この農地、あいた農地をどうしていくのかということが、これから大きな問題になっていくのかなと、ちょっと自分思っているものですから、会長さんに農地の関係ですので、会長さんの思いといいますか、そういったことがございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、農業委員会会長。

○農業委員会会長（齋藤陽敬君） 川上議員の質問にお答えしたいと思います。

いずれにしても、今回こういった形の中で農業が自由化、グローバル化の中で自由化されるということでは、非常に足寄においても非常に心配されるし、今後において農地もだんだん耕作放棄地も含めて、余る状態になってくるのではないかというふうに思っています。ただ、私たち委員会としては、農地法に基づいて、担い手に面的集積を図りながら、地域において農業という、農地をどう活用していくか。そういうことを十分話し合いのもとで、農地利用を十分進めていきたいというふうに感じております。ということで、御理解願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） どうもありがとうございます。

本当にこの問題は、今ちょっと会長さんに

お聞きしたのですけれども、農地のことは農業委員会さんに任せておけばいいとか、そういうことではなくて、行政も、それから経済団体である農協も本当に今まで以上に一丸となって、いろいろと情報を共有しながら、問題に当たっていかないと乗り越えていけないのかなと思っております。

2点目の町長の、町長にお聞きするのですけれども、2点目のお答えいただきました、国・北海道からの情報を収集すると同時に関係団体と連携し、必要な対策の予算措置を検討してまいりたいと。ありがたいと思うのですけれども、この予算措置というのは、町単独でも、もし必要なことだなという認識があれば、予算措置を講じていきたいというふうに捉えてもよろしいでしょうか。この辺ちょっと聞きたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほど答弁の中でもございますけれども、今回の日米貿易協定の中での対策も含めて、国では経済対策ということで、補正予算を1月に組むということで、26兆円でしたかね、ぐらいの規模になるというようなことが言われておまして、その中に今回の農業の関係の予算も入ってくるだろうというように考えているところであります。

町といたしましては、やはり国、道、そういったところの、やはり国で行っていく政策に対しての補助金でありますから、そういったものをまずは活用してということになるのかなというように思っています。そういった意味で、まずどういった内容で、足寄町で活用ができるのか、そういったところを情報収集しながら、検討しながら、そして農協ですとかと協議をしながら進めていかなければならないというように考えているところであります。

そういう中で、例えば国、それから道、そういったところの予算のほかに、どうしても町だとかも必要な予算が出てくるよということになれば、その段階でまた当然農協さんだ

とかから、そういう要望が出てくるのだらうというふうに思いますけれども、十分検討しながら進めていかなければならないなど考えているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 大変力強いお言葉いただいたので感激をしているところなのですが、状況のわからない中での質問で、町長も答弁に苦勞されたと思うのですけれども、やっと12月の12、13になって、国のこんなふうに予算措置していくという具体的なものが出てきました。これを読んで、ちょっとね、気になったのが1点あるのでちょっと御紹介させていただくのですけれども、実は牛乳の集送乳調整金の関係なのでね。結論から申し上げますと、5,000円上げにトータルでなったのですけれども、実は財政当局からは引き下げに圧力があつたのだが、相次ぐ大型貿易協定の締結に鑑み、踏まえて据え置いたと。据え置いたというのは、どこの部分だろうな、加工原料乳生産者補給金のところですね。5,000円上げたのは集送乳調整金というところで、実際には据え置きは政治決着で据え置きしたと。ということは、発効が1月、年明けてからの1月なのに、もう財務省は引き下げ圧力をかけているということなのですよ。ということはもう、先ほどちょっと私の経験の中でお話しさせていただいたのですけれども、2年後、3年後になって、もし乳量が伸びてくるですとか、そういったことが起きたときには、牛乳の、加工原料乳なのですけれども、その部分は引き下げられるおそれが十分でございます。

そこで、私一番心配しているのは、酪農の中で後継者が決まらなかつたらなくて、年代でいうと40代後半から50代、今中核を担われている酪農家の方、こういった方が将来に向けて、果たして増頭、そっちのほうの判断をされるのかなということが、非常に疑問視しております。それで、これだけ悪い状

況が先に見えていれば、これ無理して息子に継がせなくてもいいよなんて、私だったら思ってしまう。そして、こういった今中核なされている方は、実は規模はそんなに大きくないのですけれども、非常に健全な堅実な経営をされている。生活には全然困ってないわけです。子供さんの教育費がからなくなったら、べつに牛いっぱい搾らせなくても生活できる。体は年にとってこわくなる。そういうふうになるおそれがあるのでないかなと。

これ、生産者個人の問題ですから、ここで心配しても始まらないのですけれども、そういったことも私たち農業を考える上で想定しながら、では足寄町の農業はどうしていったらいいのかなということ、ここからがちょっと私がお願いと申しますか、大切にしたいところなのですけれども、行政、町とそれから農業委員会と農協と、これが合同で生産者の意見を聞く懇談会、あるいは懇談会だけでは聞きっぱなしになってしまうので、こちらもいろいろと勉強というか、こうしていったらいいのではないかなという考えを持ちながらの意見交換会、そういったものをぜひ開催をしていただけないかなと思うのです。それをもとに、では足寄町としてはこれをやりましょう。今町長おっしゃったように、生産者からいろいろな意見が出るのですけれども、その部分は国のこの資金使って対応してくださいですか、そしてそこから漏れた部分を、ではここは町ができるかなとかという判断するためにも、ぜひそういった会を開催していただきたいと思うのですけれども、町長いかがなものでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 経済課長です。川上議員の質問にお答えいたします。

まずもって町長答弁する前に、経済課のほうの農業振興の関係含めて、ちょっとお話しさせていただきたいと思っております。

今農業者からの意見を交換する場ということ、設けてほしいと。農業委員会、農協含め

てということでおっしゃっていると思うのですが、すけれども、まずもってちょっと最初行政というふうな形で考えた場合、農業者との意見を聞く場というのは、農協が1月から2月かな、各地域に行って地区懇談会を開くと。まずはそこが一番ちょっと望ましいのではないかというふうな形を考えております。

その一方では、今言われたように、これからの農業を進めていく将来に対して、やはり若者、今のいわゆる農業生産者の意見を直接意見を聞きたいということになれば、先ほど川上議員が仰せのとおり、いろいろな意見がもう一方的にと言ったら失礼ですけれども、出てくるのではないかと。といった場合、一つテーマを絞っていくのか、そういう形の中で進めるべきなのか含めて、先ほど言われたような関係機関と連携をとりながら、まずその必要性が本当にどういう形であるべきなのかということ打ち合わせしながら、各関係機関の事務担当者も含めながら、今後進めていきたいなというふうな形で検討してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいなというふうに、所管のほうの意見として答弁させていただきます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（川上修一君） 確かに正式な手順と申しますのは、今経済課長がおっしゃったとおり、農協が農家の意見を集約して、それから行政に上げるというのが、正当なスタイルだとは私も思うのですが、事この状況におきましては、そんなまどろっこしいことしないで、みんなで話を聞いて、それが一番の連携になるのではないのかと。同じ場所で同じ人の話を聞く。紙に書いた文字を読むのではなくて、その人がどんな思いで言っているか。もう表情からも受け取れるだろうし、やりとりの中でまた出てくるだろうし。そういったことが大切にしていかなければいけなかなと、実は私は思うわけでありませう。

実際にそれをセッティングする方は大変苦勞されるかなとは思っているのですが、本当

に私先ほどから何回も言っているのですけれども、危機的な状況でないかなと、足寄町の農業にとりまして。ですから、もう関係機関みんなで一丸となって、情報共有して問題に当たっていったらいいのかなと思うので、こういったお話をさせていただきました。

経済課長から検討していくというお言葉をいただいたのですが、町長からも最後この件、一言いただいて一般質問を終了したいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） いろいろな方々からいろいろな御意見を直接聞いたほうが、もっと中身が理解ができるのではないかなというように、直接いろいろな場で農家の方たちと関係機関が集まって、みんなで話す場が必要なのではないかなというお話をいただきました。

今回は日米貿易協定でありますけれども、もともとTPPですとか、それからヨーロッパ等のEPAですとか、そういったものも既にございまして、もともとTPPが始まる時に、安久津前町長が言っていたのは、本当にこういう農村部の小さな町でいけば、TPPが発効したら本当に町が吹っ飛ぶのではないかなというぐらゐの非常に危機的な問題だよというようなこともお話がされていたのを、今思い出しております。

やはり基幹産業は農業でありますから、農業がやっぱり元気でなければ足寄町もやっぱり元気にならないという部分では、確かにそのとおりのかなというように思っておりますし、そういった意味で、農家の人たちが今どんな思いでいるのかといった部分も、本来からいけば、やはりきちんと直接聞くのがやっぱり一番のかなというように思うところであります。

ただ、やはり関係機関団体もありますので、この場で、ではということにはなかなかなりませんので、いろいろと先ほど村田課長のほうからもお話ししましたけれども、関係機関と協議をしながら、そういう場がやっぱ

り必要だよというような御意見になれば、またそういう場をセッティングする、そういうことも必要になってくるのかなとも思います。関係機関とよく話をしながら、今後進めさせていただければというように思っておりますので、御理解いただければというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

8番。

○8番（川上修一君） 御理解をしましたので、一般質問を終了したいと思います。

○議長（吉田敏男君） これにて、8番川上修一君の一般質問を終えます。

ここで暫時休憩をいたします。

10分間、2時35分からスタートといたします。それまでお休みです。

午後 2時22分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、10番二川 靖君。

（10番二川 靖君 登壇）

○10番（二川 靖君） 議長のお許しを得たので、通告書に従い一般質問をいたします。

自然災害等防災対策についてであります。

近年、日本各地において地震、台風を初め自然大規模災害が断続的に発生しています。

本年に入り、8月の九州北部を中心とした大雨、9月から10月にかけては台風15号、19号、21号と日本各地に甚大な被害と死傷者が出ています。被災された方々に対し、心からお見舞い申し上げます。

本町も平成28年8月17日から18日にかけて、台風7号により旭町を中心に住宅街が冠水し、大きな被害が出ました。さらには平成30年9月に胆振東部地震が発生し、ブラックアウトを全町民が経験し、電気のありがたみを感じました。

本町の水害被害等も本年度で復旧工事が終了すると聞いており、一安心しております。

これまでさまざまな災害経験を踏まえ、本町も平成30年3月に防災計画が改定され、同7月には避難所運営マニュアルも策定され、その後各家庭向けに平成31年度改定保存版の防災ガイドマップが配布され、防災行政無線戸別受信機の貸し出しが開始されました。

防災対策の観点から、以下の点についてお伺いいたします。

1、防災行政無線戸別受信機の貸し付け状況と問題点。

2、自主防災組織について、現状どのような形で運営され、幾つの組織があるのか。

3、指定避難場所等の発電機など、順次設置されてきているようだが、現在の設置状況と今後の設置予定はどのようになっているのか。

4、厳寒期を迎え、各戸別の家庭で、そのほとんどが電気を利用しなければ暖がとれない状況であり、ペレットストーブ等は補助制度があるが、発電機等の補助は考えていないのか。

以上、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 二川議員の自然災害等防災対策についての一般質問にお答えいたします。

1点目の防災行政無線戸別受信機の貸し付け状況と問題点についてですが、戸別受信機の貸し付け状況は、本年11月末現在で1,876世帯、74企業等に貸与しており、世帯カバー率は56.4%となっております。

戸別受信機の各世帯への貸与は、災害時の情報伝達の改善に大変有効であることから、各世帯に十分行き渡るよう、広報あしよ等を活用し周知をしてまいりたいと考えております。

戸別受信機の貸与についての問題点は、受信機の貸与を受けなくても、屋外スピーカーで聞こえる等の理由で受け取られていない住民が多くあり、いまだ世帯カバー率が50%台と低迷している状況にあることでありま

す。今後も引き続き、世帯カバー率の向上に向け、周知活動を行ってまいりたいと考えております。

2点目の自主防災組織の現状についてでございますが、自主防災組織は現在8単位自治会、1連合自治会で設立されており、それぞれ避難訓練の実施や防災講話を開催するなど、自主的に活動されております。自主防災組織は有事の際、大きな役割を果たしていただける組織であると考えておりますので、今後とも積極的に組織化の働きかけを行ってまいります。

3点目の避難所における発電機等の設置状況、及び今後の設置予定についてですが、指定避難所に指定済みの50施設のうち、36施設に設置しております。未設置施設の多くは、市街地区の避難所で、災害発生時にはその都度町保管の発電機を持ち込み対応することとしております。なお、施設規模の大きい総合体育館は本年度に常設の発電機を設置済みで、子どもセンターには来年度設置する方向で現在検討をしております。

4点目の個人等が購入する発電機等への補助制度の導入についてでございますが、町といたしましては避難所への設置を基本として発電機購入を進めてきた経緯もあることから、補助制度の導入につきましては、現時点では考えておりませんので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます、二川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

10番。

○10番（二川 靖君） 今、町長のほうからお話がありました。それで、ちょっと気になることが1点目として、受信機のことなのですけれども、貸し出しをしなくても屋外スピーカーで聞こえる等の理由で受け取っていないということでもありますけれども、いずれにしてもこの50%中過ぎの貸与率ということでもありますけれども、これひもといえれば、この防災無線についてはこの議会の場でも、町民の方から聞こえないということ

で、多分議会の中で議論をしながら、これ総務省等とも話をしながら、多分こういった受信機を貸し出しをするというふうな経過になってきているのではないのかなというふうに、私自身思っているところであります。

そういった中で、ちょっと農村部に行けば聞こえが悪いだとか、いろいろの間、防災無線については話がありまして、音声もちょっとおかしいのではないのかということで、多分相当苦勞してこういった機械のところのメンテナンスというのですか、そういったことをやってきたのかなというふうに思っておりまして、残念なことに、議会で求められて、そして議会で承認をする、そしてこの半分56.4%というのはちょっと残念な気持ちでなりません。

そういったことで、多分貸し出しについても庁舎の玄関の、正面玄関のところで、町民が来るたびにどうですかという貸し出しも多分やっていたのかなというふうに思っておりますし、そういった中で多分町民の説明会もなかなか人が集まらない中で、この受信機械については貸し出しを行っているということで、もうちょっとこれ低いのでというのではなくて、防災意識を高めるといった意味でやっぱり貸し出しをきちんとできるような方法というものを考えていかなければいけないなというふうに思っておりますけれども、そこら辺についてちょっとお話を聞かせていただきたいというふうに思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 総務課長です。お答えいたします。

議員御指摘のとおり、ことしの、本年の3月ぐらいから約15カ所で説明会等を開催いたしましたして、その時点で既に580個の戸別受信機を貸し出し、貸与しております。その後、今議員仰せのとおり、役場庁舎の前の1階の玄関のところに、貸し出しの関係で職員を張りつけて対応いたしました。

あと、それでもなお受信機が、なかなか受信機の貸与率が上がらなかつたものですか

ら、広報誌へ3度ほど広報に、広報あしよろに記事を載せまして、戸別受信機を既に貸し付けを受けましたかということで奨励をしているところでございます。あと、回覧等におきましても、周知、町民の方に周知をさせていただいたところであります。

ただ、今回お答えしたとおり、まだ50%台と非常に低迷しておりまして、確かに戸別受信機を各町民に貸し出すという経緯は屋外のスピーカーからなかなか聞こえない、風が吹いたり、雨のときは聞こえづらい、あるいは窓をあけないと聞こえないという声もありましたことから、それぞれ各戸別の受信機を町民に貸し出すということにした経緯もありますことですから、今後も広報あしよろ等で周知活動をすることはもちろんのことなのですが、さらに貸し出し、貸与率を上げるために再度各地域に出向いて、説明会あるいはそういう場を設けたいと考えているところでございます

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今おっしゃられるとおり、足を運んでということもありますけれども、いわゆる足を運んで説明をしてというのも大変な作業かなというふうに思っています。

それで、2点目の質問にも大きくかかわるのですけれども、自主防災組織、今連合自治会、一つの連合自治会と8単位自治会で結成されているというふうにお答えがありました。これは、そういった中でこれはなぜこういうことを言っているのかといえ、この間議会報告会の中で、町の中で、いわゆる連合自治会ですか、の中でそういった推奨をしているのだけれども、なかなかでき上がってこないということが言われておりました。それで、いわゆるこの自主防災組織の中で、いわゆるどういったものが、どういった形で広がっていくのかということも含めて検討していくのであれば、いわゆる少ない、貸し出し率の少ないところもそういった自主防災組織の

中でお願いをしながら、そういったことを進めていくというのも一つの手なのかなと。これ、役場の職員の皆さんが出向いて、再度報告をしながら、お願いをしながらということだけではなくて、そういった自主防災組織をさらに立ち上げていただいて、そういった中で防災意識を高める、そしてそういった戸別受信機械も設置をしていただけるといようなことが行われていけばいいのかなというふうに考えておりますし、自主防災組織も連合自治会のほうでも相当苦労しながら、今8単位自治会ということで、さらににふやしていかなければいけない組織なのかなというふうに思っておりますし、自治体やら議員さんやらが、防災、防災といってもやっぱり隣の人は何をやっているのか、隣の人がどういう状況にいるのか、そういった中で防災で何かあれば一緒に対応できる、そういったようなこともふやしていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、いわゆるそういった観点からそういった取り組みを進めていってはいかがなものかというふうに考えておりますので、その点についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 防災無線の関係、それから自主防災組織の関係、お話をいただきました。

防災無線については、私も、平成12年に今の前のアナログの時代の防災無線ができ上がったのですけれども、私ちょうどそのでき上がった12年の年から企画にいまして、防災関係の仕事をしておりました。その当時、防災無線非常に聞こえが悪い。それから一斉に鳴らすと、ちょうどやっぱり山との間にあるような町ですので、反響があってなかなか何を言ってるのかよくわからないですとか、そういういろいろな声がありました。そして、防災無線の近くにある家についてはうるさいと。余り音が大きくてうるさいと。それから遠くに行くと、小さくて聞こえない。いろいろな声がありました、そういうこと

で、ずっとアナログの時代にはいろいろな防災無線に対する御注文が大変多かったというように思っているところであります。

そういったことも踏まえて、やはり災害も非常に大きくなってきてますし、先ほどお話しもありましたけれども、大雨が降ったらよく聞こえないだとか、最近の住宅は非常に断熱といいますか、遮音も非常によくなっているというようなこともあって、防災無線の戸別受信機ではなかなか聞こえないというような声もございまして、それではやはり戸別受信機がいいのではないかということで、今回デジタル化にあわせて戸別受信機をそれぞれ各世帯に配置をしようということで、今回は計画させていただいて、各戸に配付するだけの戸別受信機を用意したというようなことになってございます。

それと、デジタル化によって非常に音声的な部分でいけば、非常に聞こえがよくなったといいますか、今まで役場の職員が放送について録音して流していたのですけれども、やっぱりどうしてもアナウンサーではありまらるので、なかなかよい声でないといったら怒られてしまいますけれども、なかなか声が通らなかったという部分もございまして、それが今電子音というのがコンピューターで打ち込むとちょうど聞こえやすいような音になって流れるというような形もあって、非常に音声的には聞こえがよくなってきているのかなというように思っています。

そういった意味で、先ほど言いましたように、屋外のスピーカーでも聞こえるよという人もやっぱりいるのかなというようなところなのですけれども、しかしながらやっぱりいずれにしてもたまたまそのときに聞こえなかっただとか、たまたま足寄にいなかっただとか、その近くにいなかっただとかということもありますし、今回のデジタル化にあわせて録音機能もついてますので、そういった部分でいろいろな形で情報が聞くことができるといった部分で、この戸別受信機についてはやはり各戸にぜひ配付ができればというよう

に思ってますし、今後も先ほど言いましたように周知、いろいろな形で周知しながらもっとカバー率を上げていく、そういった方法が必要なのかなというふうに考えているところであります。

それから自主防災組織でありますけれども、この自主防災組織もなかなか必要性というのは皆さんわかっているのかなというように思いますけれども、なかなか実際にはできてきていないという実態であります。

かつては、これ安久津前町長時代になりますけれども、ふれあい懇談会のときにも自主防災組織の設立に向けてということテーマにしながら、ふれあい懇談会も開催したこともありまして、そういう中で自主防災組織をぜひ各自治会で作ってほしいという願いもしながらやってきております。

それから議会の中でも、自主防災組織についてのお話、議論が何回かございました。そういう中でも、役場からもぜひ、もしもそういう機運があつたら、学習会ですとか研修会ですとか、そういったところにも職員が行って、出向いてお話をしながら、また実際に自主防災組織を組織化したいですよということが、声があれば、そのお手伝いもしながら、自主防災組織の設立に向けて、役場としても支援をしていきたいと思いますというふうなお話もさせていただいております。それから、連合自治会でも、とりわけ今齋藤会長が非常に自主防災組織についての理解が深く、ぜひ皆さん、ぜひ自治会で作ってほしいというふうなお話も毎年のように、総会の中でお話もされています。そういったこともあって、少しずつ、本当に少しずつでありますけれども、ふえてきているという状況なのかなというように思っています。

自主防災組織が確立してくれば、その中で、例えば今回の防災無線の戸別受信機をまだ設置されていないよというところわかれば、そういったところで自主防災組織をお願いをして配付していただくだとか、そういったことも可能にはなってくるのかなと思

いますけれども、今の段階ではまだちょっと自主防災組織自体がまだまだ少ないというような状況でありますので、そこまではなかなか行かないかなというように思っていますが、いずれにしても自主防災組織の設立をやっぱり各自治会単位ぐらいで設置していただけるように、今後も努力をしていきたいなというように思っております。先ほどの防災無線のほうもあわせて、また今後も努力をしていきたいなと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 今の町長の答弁の中で、理解をするというわけではありませんけれども、やっぱりこの100%に向けた努力というものを怠ってはいけないというふうに思っておりますので、私どももそういう話を聞けば、広めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ100%を目指せるように、そして鉄塔も多分何十年かすれば、また修理だとかいろいろかかってくると思うのですけれども、そういったことも含めて、今後以降やっぱりそういうものがあれば、100%を目指していただいきたいなというふうに思っておりますので、今後とも対応方よろしくをお願いしたいなというふうに思っています。

それと、3点目のことなのですが、50施設のうち36施設に設置をしてきているということでもありますけれども、いわゆる今後以降、徐々にではありますけれども、この発電機等々について設置をしていくということになっていくのかなというふうに思っていますけれども、ここでちょっと一言つけ加えたいのは、前回8月の定例会のときに、補正予算のときに、熊澤議員のほうからガスの発電機についてお話があったというふうに思っています。そういったことで、ちょっとコスト的には相当高くなるというふうに調べてもありますのですけれども、安全性だとかいろいろ考えれば、そういった部分についても今後以降検討をしていただきたいというふ

うに思っておりますので、そこら辺をお伺いしたいなというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 避難所における発電機の設置の関係でありますけれども、お答えしましたとおり、50施設のうち36施設については設置を完了しております、それぞれ管理をしていただいたり、使用していただいたりということしております。この36施設というのは、要するに郡部のほうで、なかなかいざ災害が起きたときに、すぐに町から物資だとか、そういったものを調達できないということで、郡部のほうの施設については設置をしているという状況でありまして、町の中については何かそういう災害が起きたときには、その時点で町の中で運ぶことができる、そういう範囲ということで考えているところでありまして、現状ではこれ以上の設置については考えてはいないということです。

そしてただ、大きな施設については、先ほども申し上げたとおりでありますけれども、大型の発電機を設置をするということにして、そういう必要な総合体育館ですとか、子どもセンターですとか、そういったところには大きな発電機を設置をするという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですよ。10番。

○10番（二川 靖君） 今の答弁で了解しました。

郡部に行けば、発電機は設置されているのは、この間議会報告会で何か所か回ったところには大きい発電機が設置されておりましたので、そういったことでよろしくお願ひしたいなというふうに思っています。

もう時間の関係上なのですが、あと4点目、私自身も個人等が購入する発電機というもので、本当いいのか悪いのかなということがありました。これガソリンエンジンだとか灯油だとかと、ああいうエンジンをかけ

て屋外でやらなければいけないので、中でちょっと引っ張られたらちょっと困るのかなというふうに思っていましたけれども、いずれにしてもやっぱり今冬期間停電をするというふうになれば、周辺施設にいわゆる避難できる方はいいですけれども、では降雪、雪などで行けなかったらどうするのだと、いろいろこれが発想がありまして、そういった中で、多分努力をしていただきたいと。限られた町の予算の中ですから、一方的に補助金を出せということではなくて、いわゆるそういった要望がこれ以上たくさんふえてくれば、そういった町としての検討もしていただきたいなということで、ちょっとそこら辺についても、現時点は考えておりませんということではなくて、検討していただきたいなというふうに思っています。

○議長（吉田敏男君） これについて。町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 4点目の個人での発電機の購入に対する助成でありますけれども、やはり先ほど申し上げましたように、それぞれ避難所に集まっていただくというのを前提としております。そういった形で発電機も整備をしてきているという状況でありまして、なるべく災害が起きたとき、家でということも災害の状況によってはあるのかもしれませんが、やはりなるべく集まっていたほうが安全なのかなというところもありまして、なるべく避難所にお集まりいただくというような方向で考えているところでありまして、現時点では購入に対する助成については考えていないということ御理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 10番。

○10番（二川 靖君） 理解はしても今後以降そういった要望等々があれば、ちょっと議会としても再度言わせていただければならない部分もあるのかというふうに考えておりますし、今後以降そういった、また町民

の意見等々があれば、議会を通じて発言をしていながら、町として頑張っていただきたいということを申し上げて、一般質問を終わらせていただきたいというふうに思っております。

○議長（吉田敏男君） これにて、10番二川 靖君の一般質問を終えます。

次に、9番高橋秀樹君。

（9番高橋秀樹君 登壇）

○9番（高橋秀樹君） 議長のお許しを得ましたので、一般通告書に基づき、人口減少による労働力不足の対策について質問をいたします。

我が国において、少子高齢化による労働力不足は年を追うごとに深刻化しています。

当町も人口6,791名（11月30日現在）と、人口減少に歯どめがかからず、高齢化率も約40%となっている現在、生産人口も乗じて減少傾向にあると思われ、労働力確保に各企業、団体が懸命に努力していると考えられます。

人口の減少は労働力の低下、購買力の低下を招き、町の持続、継続にも大きな影響を与えかねないと考えており、労働力の低下は企業の生産生にもかわり、企業の存続が困難になる可能性を秘めています。

当町を継続的に発展させるためには労働力の確保は急務と考えておりますが、以下の質問をし、町長の御所見をいただきたい。

1、町有施設である国保病院、老人介護施設での労働力は現在充足しているのか。現状と今後の見通しについて。

2、来年度から国の制度が変わり、会計年度任用職員制度が導入されるが、この制度が導入されると採用枠の拡大はあり得るのか。

3、商工農林の労働力について、現状は町として把握しているのか。

4、現在、足寄町における外国人労働者の受け入れは町としてどの程度把握しているのか。

5、北海道の外国人材の受け入れは急激に増加しているが、今後足寄町としてどのよう

に考えているのか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 高橋秀樹議員の人口減少による労働力不足の対策についての一般質問にお答えいたします。

1点目の町有施設である国保病院、老人介護施設での労働力の充足状況の現状と今後の見通しについての御質問ですが、現在は国民健康保険病院、特別養護老人ホームともに法律に規定する医療・介護職の必要人数は確保しているところであります。

しかし、退職者の後補充や補助職員の新規雇用が厳しい状況が続いていることから、町及び国保病院のホームページでの募集や、ハローワークへの求人登録等を行い、あらゆるネットワークを駆使して職員確保に取り組んでいるところであります。

近年、地方における医療や介護分野の人材確保は非常に困難な状況にあり、今後も人口減や高齢化に伴い、ますます人材不足となることが見込まれますが、患者様や入所者様、御家族に対し、不便や不安を与えることのないよう、引き続き安定的な体制整備に努めてまいりたいと考えております。

2点目の会計年度任用職員制度導入に伴い、採用枠の拡大はあり得るのかについてですが、今議会に会計年度任用職員制度に係る条例を提案しており、議決をいただければ、令和2年4月から制度開始に向けて、1月から職員の募集を行う予定であります。

会計年度任用職員の採用予定数につきましては、現在の嘱託職員及び補助職員数を基本とし、採用枠を広げる予定はありません。

3点目の商工農林の労働力について現状を把握しているかについてですが、商工、農業、林業ともに、他産業と同様、人手不足の傾向にあり、技能職や現業職の不足は以前から顕著でありましたが、近年では一般の正職員などの求人募集に対しても、応募がない状況であります。

4点目の足寄町における外国人労働者の受け入れについて、どの程度把握しているかに

ついてですが、足寄町に住民登録されている外国人で、労働を目的に在住資格を持っている方は現在27名おります。そのうち、農業関係では外国人技能実習制度を活用し、17名を受け入れており、商工関係では技術研修として2名を受け入れております。林業、介護関係につきましては、現在外国人労働者の受け入れはなく、他産業の外国人労働者の受け入れ状況については把握しておりません。

5点目の外国人材の受け入れについて、今後町はどう考えているのかについてですが、都会と比べ過疎地域の人材不足は全業種において深刻な問題と考えております。外国人材の受け入れは、人手不足を補う労働力としては有効な方法ではありますが、日本語習得や技術習得、文化、習慣の壁など、さまざまな課題があります。

今後、外国人材を活用できる見込みのある職業において、どのようなことが可能であるか、情報収集と検討が必要と考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、高橋秀樹議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番。

○9番（高橋秀樹君） 本日は30分という限られた時間の中で、何とか話をまとめていきたいなと思ってますので、簡潔に質問をしていきたいと、そのように思ってます。

平成27年、足寄町まち・ひと・しごと創成総合戦略というのを足寄町として打ち立て、その中で、そのときの話には余り触れるつもりはございません。人口推計の中で、長期的見通しの中で、足寄町の試算した人口減少の枠、下降線というかな、それに2020年大体6,700名ぐらいという数字が出てきております。その中で、これから10年後になると人口が約5,000人台に減るだろうというような試算が足寄町として示してあると思います。その中で、やっぱり生産人口もそれに乗じて減少していく。高齢化率は40%台に突入をしていく。その中で、将来的

には生産人口と高齢者人口が同じぐらいの値に合致してくるところが出てくると、こういうような現象が今現状足寄町にあります。

その中で、足寄町がこのまま人が減り続けていって、その時点で商業なり産業なり、足寄町に与える影響力、打撃というのは5,000人台になるとはかり知れないものが、私はあるというふうに考えてます。

この件について、町長はどのようにお考えか、御質問をいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 人口減少の問題でありますけれども、非常に日本全体が人口が減少してきているという状況の中で、一町村でなかなか人口を維持する、ましてやふやすなどというのは非常に難しい状況となっております。そういった意味では、総合戦略もだんだんだんだん人口が減少していくという、そういう推計となっております。

そういう状況の中で、やはり今後の人口が減少していく中で、先ほどお話がございましたけれども、生産人口、働き手がどんどん減ってくるという状況の中であって、当然人が減ってくれば、物が売れたりだとか、そういったものも減ってくるわけでありますから、当然のことながら全体的に縮小、縮小という方向に向かっていくのだらうなというように考えています。そういう意味でいくと、非常悪いほうに向かっての、何ていうのですかね、回転が進んでいく、そういったようなことになっていくのかなというように考えております。

そういうことでいくと、農業についても、基幹産業であると言っている農業についても、先ほど川上議員のお話ではないですけれども、昔から比べればどんどん農家世帯も減ってきてますし、農業の就業人口も減ってきています。そうすると、それに関連してきている農業関連の事業に関する人たちも減ってくる。そして当然のことながら、購入、いろいろなものが売買されるについても減ってくるというようなことで、非常に全体として

縮小、縮小という、そういう傾向になってくるというのは、これが間違いのないのかなというように思っています。

ただ、ただただ縮小していくというところだけではなくて、一定程度のところに来ると、下げどまりといいますかね、そういったところもどこかではやっぱり出てくるのかなというように思っていますが、しかしながらそこまでどんどん下がっていくというのを、そのまま何もしていないということにもやはりならないのかなというふうに考えていまして、やはり少しでも人口減少が、進むのでしようけれども進むのをいかにおくらせるかという、そういった取り組みが今後必要になってくるのかなと考えているところであります。それは農業もあり、それから商業もあり、いろいろな分野でそういう取り組みが、みんなで考えながら進めていかなければならないと考えているところでありますので、御理解いただければというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 今の町長の御答弁と認識が、私ほぼほぼ一緒であるなというふうに考えております。

先般、財政制度審議会において、人口減少に反映して抑制する柱として、行政改革案の提示、職員、行政サービスを、職員を、行政の職員を減らすというのが一つの柱になりつつあるという新聞の記事を読ませてもらいました。その中で、やはり住民サービスをするために人工知能AIを導入するだとか、業務の広域化を図るだとか、そういうような話も出てきています。その中に関連して出てきたのは、地方自治体が国民健康保険病院、公立病院に対しての多額の予算を支出していると。その状況を早期に是正しなければならぬという記事を目にしました。

私たちは行政サービスと、僕今考えているのはですよ、そういう国保病院だとか、また老人の関係の、高齢者の施設であるとかというところは、ある意味足寄町では行政が担わ

なければいけないものだというふうな認識があります。というのは、やはり民間業者に任せられるわけにはいかない部分が多分にあるのだというふうに思っています。その中で、足寄町が人口を維持することは本当に急務なのであるというふうに考えております。

このことから、いろいろなことを考えていって、外国人労働者の受け入れという話を今回はちょっと特に進めていきたいなど、私の中では考えてはいたのですけれども、一つ例を挙げると、多分恐らく行政の方々、もう大分いろいろ調べておることと思います。東川町の、北海道の東川町の事例があります。これ多分課長あたり、事例とかは大分調べていらっしゃるでしょうか。東川町は日本人学校誘致してというのかな、して、その日本語学校、要するに外国人を、留学生を東川町で日本語の勉強をします。その中において、学生ビザで習得して来るのですが、入国管理及び難民法認定の19条の2項に定められている資格外活動許可をすれば、週に28時間、1日8時間の就労が許されているというようなことを行っております。特筆すべきは、東川町は今、一時期6,000人台まで人口が落ちたのに、今の人口が8,000人までなっていると。これが一つの主たる要因ではないというふうには思うのですけれども、その今外国人が4%ほどいらっしゃるそうなので、足寄町も先ほどおっしゃった人数、全然まだ27人というお話ですけれども、これをもっともっとふやしていくことが、私は必要なのではないかなというふうな思いがありまして、今回質問をさせてもらっています。

外国人労働者に対する、もしくは外国人に対する考え方のお考えがもしあればお答えを、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 東川町の取り組みなどお話いただきましたけれども、たまたま東川町もカナダと姉妹都市の提携結んでまして、姉妹都市を結んでいる町の集まりが年に1回ありますけれども、そんなときにちょっ

とお話なども聞いて、日本語学校ができて、そういったところで日本語を覚えに来られる方が結構、昔はそれほどでもなかったのですけれども、最近はふえてきているというようなお話も聞いているところであります。その部分でなかなか仕事もというところはなかなか聞いてはいなかったのですけれども、なかなか外国人の方たちに来ていただいて日本語を覚えていただく、そういった取り組みというのは、なかなかすごいことをやっているなという感じで聞いてきたところであります。

外国人登録をされている方、足寄町では、外国人登録ではない、住民登録でされている外国人の方が今27名でしたか、ほどいらっしゃるということでもありますけれども、やはりなかなか実際のところは、その方たちに仕事をしていただいてといった部分でいくと、なかなか職種にもよったりするのかなというふうに思っているところであります。

やはり言葉の問題ですとか、習慣の問題ですとか、そういった部分がなかなかクリアされてこないと、なかなか一般的にどんどん外国人がふえていくという状況にはなっていないのかなというところもありまして、そういった意味でいくと、なかなか簡単に外国人をふやしていけるという、そういう環境にはまだ足寄町はなっていないのかなというように感じているところであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 東川町のように一足飛びに日本人学校をつくりますという話には、到底多分ならないと、私も考えております。しかし、今現状で、足寄町における外国人労働者を確保したいという企業の方はかなりいらっしゃるというふうに考えたほうがよろしいかと思います。建設業を中心にしたりとか、製造業の中でもやはり外国人に頼らざるを得ないということが現状として出てきている。

その中で今、各企業の方は何をしていらっ

しゃるかといったら自分たちで赴いて、いろいろな交渉をして自分たちで労働力を確保しているという現状を行っている。僕はある意味、足寄町がそこのところの担い手にもならなければいけないのではないのかなというふうに考えてます。というのは、どういうルートって言ったら変なのかな。非常に煩雑化してたりだとか、もしくは企業の人がだまされてしまったりだとかということがあろうというおそれもあるという中で、行政がやっぱりある程度主体的にそういうところに、受け入れに対して積極的に進まなければいけないのかなというふうに思っているのですけれども、いろいろ中においても、北海道も今現状としてどのように受け入れ体制をとるかというところに注目して、北海道もやっていると思うのですけれども、その点、そういうところにうまく乗ることができないのかなと思っているのですけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 経済課長でございます。

外国人の労働の受け入れということでいくと、先ほど高橋秀樹議員言うように、受け入れ体制というのが結構簡単ではないというふうな形で理解していただきたいなど。一つは国でやっている機構と、あとは監理団体というところで属しているものがあります。一般的には監理団体を通して、人材を受け入れるという形の中が一般的なことかなと、そういうことも含めて、そういった流れというか、仕組みなのですけれども、高橋秀樹議員仰せのとおり、やはりこれからは外国人労働者がやっぱり企業としては、やはり今の人手不足を担う位置づけではないかというふうな形で考えておられると思うのですけれども、その中では先ほど言ったように、企業が努力して監理団体に申し込みをして、こういう人材が欲しいよという形になれば、恐らく今言っている部分というのは2つあって、技能実習制度、いわゆる1年未満だとか2年未満に労働

力を担う部分の制度を利用していくという部分もあります。もう1つは特定技能ということで、1号、2号ということがあるのですけれども、その中ではやはり例えば一つの事例的にいったら介護だとか特殊的な医療だとか、そういったことを学ぶ部分については、きちんとある程度の研修、語学だとか日本語でいけば1から5段階の、日本語の言葉でいけば4以上でないといけないよと。ふだん接する会話のコミュニケーションも含めてきちんとできないとダメだよと、そういったことも含めて要件になっております。そういう方たちの中で、きちんと適正にそういうことができて、習得をした人がきちんと今後足寄町に来られるような形をなるといえるのは、やはり確かに行政も必要かもしれないけれども、やはり企業が今の状況の中では監理団体等の登録をしていただく中で、やはりそこは受け入れと。きちんと、監理団体もきちんと来られる外国人の労働者の適正な管理運営だとか、そういうのを適正に守っていなければならないということで、29年の何月だったかな、法改正になって、きちんとその辺は身分をきちんと保証しなさいよという制度もなってますので、その辺も含めて、今後そういったことで、足寄町が外国人を受け入れる体制づくりの一つとして学ぶべきということとか、そういったことも含めながら、前向きにというか、今後10年、今直近ではやはり実は畜産農家だとか、酪農業、ここがいわゆる17名おります。それ以外については、一つは教育委員会に行っていられる2人の交流員、国際交流員ですとか、あとは少ないのですけれども、学術経験を持っている人が外国人登録されていると、そういったこともございますけれども、やはり企業がこれから望むところがあれば、そういうところを優先的に、うちらがこういうものがあるよということになれば、そういったものも紹介させていただきながら、進めていきたいなというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） よくわかります。

しかしですね、やはりある程度、その外国人に対する考え方を足寄町は、足寄町昔から留学生、カナダの今だったらミッチェルだとかハンナだとかを受け入れていて、足寄町の外国人に対する考え方というのはある程度、そんな嫌な見方はしていないのかなという部分もありますので、その辺の検討というのは今後非常にやっていっていただきたいなというふうに思っております。

あとですね、余り時間がないので、任用職員についてなのですけれども、現在任用職員多分300人とかいると思うのですよね。任用制度がなるとき、今臨職ですね。300人いると思うのですけれども、多分その方々はずっと、10年たってもその、介護職なりいろいろなところがありますので、10年たっても、足寄町の今で言う臨職の方々とか、役場の職員さんというのは減らない状態にあると思うのです。私の中では減らないと思っているのですけれども。今後労働力がどんどん減っていったときに、足寄町の人口に対する役場職員の数というのは非常に多くなってくるのだというふうに思っています。このところの兼ね合いがすごく重要で、私たち民間業者の働いている方がやはり役場の臨職のほうに移っていくというのは、これ致し方ない現実としてある中で、人口を減らさない努力をしなければ労働力は確保できないということが現状としてある。生産人口が減るのに、役場職員、職員といったらおかしな、臨職のほうにどんどん人口をとられると、私たち商店なり企業の間がやりたくてもやれない現実がそこに出てくるというのが、現実としてこれから出てくるのです。それに向けて、町としてどのように対策を打てるのかということが、僕はすごく重要だと思っているのですけれども、時間がないので。（議長「あしたに回すことも可能ですから」と呼ぶ）

いや、そんなに回さなくてもいいです。

それに対して町長の御意見をいただいて、私の一般質問にかえさせていただきたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今お話ありましたように、人口が減ってくればやっぱり、ただ仕事の部分で、やっぱり仕事の中身によってやっぱりそこで働く人の数というのは決まってくるのかなというように思っていますので、そういった部分で、やっぱりそういう兼ね合いみたいなものがあるのかなというように思っているところであります。

人をそれぞれの企業の方たちも、減らさなければ人口減らないという、逆な言い方もすればそういうような形になるのかなというように思っています。

役場の職員の数でいきますと、今正職員で240人ぐらいですかね。大体240から250人ぐらい。そしてそのほかに補助職員の方たちが、ちょっと今正確にはわかりませんが、結構な人数が、本当に短期の方から一日フルタイムで働いている人まで、いろいろな方がいらっしゃると思います。

やはり高齢化、それから少子化進んでいく、そういった中で、やはりどんどん高齢化が進んでいくと、やっぱり今まで自分でできたことがだんだんできなくなってくる。それから人が減ってくるということになると、今まで地域でみんなやってきたことがだんだんできなくなってくる。そうするとそのときに、役場の役割は大きくなりますよということを、この間講演で聞いたのです。確かにそのとおりだなというように思っています。今まで一人でやれたものができなくなって、そしてみんなでやれたものができなくなって、ではそのときにどうするのだといったときに、やっぱり役場の役割というのは大きくなるなど。そのときに、少ない人数で最少の人員で最大の効果を上げるということにもなるのかもしれませんが、そういうことがやっぱりできるような、一人一人のそのスキルを高めるということもやっぱり必要

なのかもしれませんけれども、総体としてやっぱりそんなに人を減らすということができないかもしれない、というのもあるかと思えます。

ただ全体として、やはり総合戦略などでも総体的に人口が減ってきますよという、そういう推計をしてる中で、そうすると人口が減ってくれば、やっぱりそれに対して役場の職員の数というの、そうしたらそのときそのときで本当に何人が必要なのかというのを、やっぱりそのときそのときでやっぱり検討していかなければならないのかなというように思っています。

今までの総合計画みたいに、発展計画でどんどんこれから発展していくよといったときには、どんどんふやしていくよだとかということにもなるのかもしれませんが、これからは決してそういうことでもないのかなというように感じをしております。ですから、そのときそのときで、またいろいろと検討しながら、議会の皆さんの理解もいただきながら進めていかなければならないということなのかなと思っております。

あんまりきちんとした答えにはなっていないかなというように思いますけれども、そういう、長い目で見ていくと、総体としてはそういう考え方になるのかなというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） これにて、9番高橋秀樹君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、12月16日午前10時より開会をいたします。

きょうは大変御苦労さまでございました。

午後 3時35分 散会